

地震・風水害等対策編

第1章 災害の想定

第1節 風水害の想定

第1 風水害想定

古河市は利根川と渡良瀬川との合流地点に位置し、上流域への大雨によりいずれかの河川が古河市付近で氾濫した場合、浸水域は市の面積の約半分に及び、浸水深は深いところで10mを超えるものと想定される。古河市において最も警戒すべき風水害はこのような大雨による浸水であるが、その他にも特異な自然現象による様々な災害も考えられるため、今後において予想される風水害をおおむね次のように想定する。

- 1 台風や前線活動等により大河川（利根川、渡良瀬川、思川）の上流に大雨が降り河川が氾濫した場合の、市内の大規模浸水による家屋の倒壊、流出等
- 2 市内の中小河川（向堀川、西仁連川等）及び鬼怒川が氾濫した場合の、市内の一部の浸水による家屋の倒壊、流出等
- 3 大規模な竜巻、突風による家屋の全壊等
- 4 その他異常な自然現象による、がけ崩れ、土地隆起、沈下等による家屋の倒壊等

第2節 地震災害の想定

第1 本市に被害をもたらす可能性のある地震

県は、平成30年12月に茨城県地震被害想定を見直し、過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえた、本県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの地震を設定した。また、これら7つの地震による各市町村の想定最大震度も公表している。

茨城県で備えるべき想定地震

	地震名	想定の観点	古河市における 想定最大震度
1	茨城県南部の地震	首都直下のマグニチュード	6弱
2	茨城・埼玉県境の地震	7クラスの茨城県南部地域 に影響のある地震	6強
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地 断層の連動による地震	県北部の活断層による地震	4
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の 連動による地震		4
5	太平洋プレート内の地震（北部）	太平洋プレート内で発生す る地震	5弱
6	太平洋プレート内の地震（南部）		5強
7	茨城県沖から房総半島沖にかけて の地震	県が平成24年度に実施した 津波浸水想定の対象地震	5強

第2 本市に被害をもたらす可能性のある地震の想定規模

先にあげた7つの茨城県で備えるべき想定地震のうち、本市にもっとも大きな被害をもたらす「茨城・埼玉県境の地震」を本計画における想定地震とする。

「茨城・埼玉県境の地震」は、震度6弱以上の揺れとなる地域が県西地域と県南地域の西側に広がり、建物の全壊や焼失が県西地域を中心に広く及び、本市の一部では最大震度6強の地震となると想定されている。

資料4-1 気象庁震度階数

資料4-2 首都直下地震対策大綱

資料4-3 茨城県南部地震で想定される地震の揺れの大きさ

資料4-4 茨城・埼玉県境地震で想定される地震の揺れの大きさ

資料4-5 首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の
揺れの大きさ

第3節 その他の災害の想定

第1 対象とする事故

市内において以下に示す人為的事故等により、多数の死傷者、要救助者が発生、または地域住民に相当の被害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

- 1 大規模なガス爆発、毒劇物爆発、危険物爆発及び大規模な火災による全壊、焼失等
- 2 毒劇物、危険物及び放射性物質の大量放出による災害
- 3 道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や大規模な自動車事故等による災害
- 4 列車の衝突、転覆等による鉄道災害
- 5 航空機の墜落による災害

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に係る組織の整備

第1 対策に携わる組織の整備

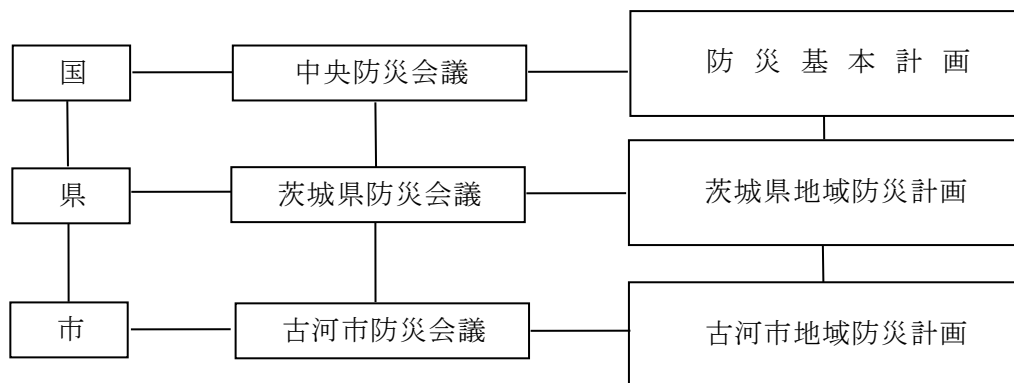
災害等対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

1 活動体系の全体像

(1) 古河市防災会議

市の地域に係る防災に関し市の業務を中心に公共機関その他関係機関の業務を包括する防災の総括的かつ計画的な運営を図るため、市長の附属機関として設置する。

災害対策基本法によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は、次のとおりである。



市は、災害対策基本法第16条に基づき、古河市防災会議を設置し、古河市地域防災計画を作成し、対策を推進し、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。その他法に基づく権限に属する事項を行う。

古河市防災会議は、市長を会長とし、次の委員により構成する。（古河市防災会議条例第4条第2項及び第5項）

- 1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- 2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- 3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- 4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- 5) 教育長
- 6) 消防団長
- 7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- 8) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の消防長
- 9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 10) その他特に必要と認め、市長が任命する者

(2) 古河市災害対策本部

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるときは、災対法第23条の2に基づき、古河市災害対策本部を設置し、市における防災活動を強力に推進する。また、災害対策本部設置に至らない状況においてそれに準ずる防災活動が必要な場合で市長が必要と認めるときは、古河市災害警戒本部を設置する。

1) 所掌事務

本計画の定めるところにより、市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施する。

2) 組織

災害対策本部組織は、「地震・風水害等対策編第3章第1節第2 災害対策本部に定めるところによる。災害警戒本部は災害対策本部に準じた組織とする。

(3) 防災関係機関の防災体制整備

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市との連携を密にする。

また、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

2 活動体制の整備

(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市職員として、行政を進める中で、日ごろから積極的に防災対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、市は各部所において日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制さらには必要な知識や心構えなど次の事項について訓練や研修会等を通じて周知徹底を図る。

1) 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）

2) 災害時における体制（動員体制等）

3) 市地域防災計画の内容

このうち、1)及び2)については、各部所により内容が異なるため、人事異動等を考慮し、年間を通じて適切な時期に各部・事務所において、所属職員に対し訓練や研修会等を通じて周知徹底を図る。

なお、その際、各部所において(2)に示す活動要領（マニュアル）等を作成している場合は、これを用いて事前の周知徹底を図ることとする。

(2) 各部所における地域防災計画に基づく活動要領（マニュアル）の作成

各部所は、計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、各部所において応急対策に関する活動要領（マニュアル）を作成し、(1)に示した方法に基づき、その周知徹底を図る。

なお、活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正を行う。

（３）部所間の連携体制

市の各部所は、災害時に他部所とも円滑に連携が図れるよう、日ごろから情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部所間の連携体制を整備しておく。また、（２）の各部所で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行う。

３ 防災関係機関等の活動体制の整備

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図る。その際、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期する。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど各機関間の連携体制を整備しておく。さらに、災害時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

４ 専門的知見を有する職員の育成

消防大学校及び国土交通大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣などを通じて専門的知見を有する職員を育成する。具体的には、市における災害対策本部の運営、災害情報の収集・分析と具体的対策の立案、市民への周知徹底などについて訓練計画を作成、指揮する職員を育成する。

５ 各種データの総合的な整備

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失或いは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を行う。

資料 1-1 古河市防災会議委員名簿

資料 1-2 古河市防災会議条例

資料 1-3 古河市防災会議運営規程

第2 相互応援体制の整備及び防災協力事業所登録の促進

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、相互防災応援協定の締結等により、他の市町村との相互の連携を強化するとともに、必要に応じ民間事業所との応援協定を締結する。

市が大規模な風水害等に見舞われた場合には、市及び市の地域に係る防災関係機関等で全ての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町においても同時に被害を受ける可能性もありえることから、近隣市町だけでなく広域的な視点から地方公共団体間の相互応援体制を確立することが必要である。この際、国及び県からの対口支援などを受け入れる態勢を整えておくことも必要である。

また、古河市防災協力事業所登録制度に基づき、災害発生時において事業所が保有する資源を提供することにより、ボランティアとしての防災活動へ協力する事業所の登録を促進する。

1 市町村間の相互応援

(1) 応援協定の締結

市は、適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県内外市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとなるよう情報交換、研修、訓練等を通じ、必要に応じ見直しを図る。

市では合併後の現在、関東どまんなか会議構成市町、姉妹都市である山形県真室川町と栃木県さくら市及び福井県大野市との応援協定、茨城県内市町村相互の応援に関する「災害時の相互応援に関する協定」、「古河市・羽村市災害時相互応援協定」、「県西都市間災害時応援協定」、環境自治体会議を構成する市区町村の災害時における相互支援に関する協定を締結しているほか、民間事業所との災害協定も行っている。

また、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。

その他、遠方自治体との協定締結を考慮し、広域的な相互応援・連携を強化する。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等については、災害協定において明確化するとともに、平常時から協定を締結した他市町村間において訓練、情報交換、その他防災上必要と認められる施策について相互実施する。

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、応援部隊が効率的に支援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

2 国・県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災対法第68条の規定に基づき、災害時等における県職員派遣の要請及び災対法第29条、第30条に基づくあっせん並びに国等の機関に対する派遣要請等について迅速かつ円滑に行えるよう応援要請手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに職員への周知徹底を図る。

また、都道府県職員が情報収集のため被災地に赴いた場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するとともに、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、県等の出席を求めることができる仕組みを構築する。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう防災に対する組織の充実を図るための指導、助言を行うとともに、相互の連絡を密にし、平常時から必要な防災関係資料を提供する。

4 応援活動のための体制の整備

市は、被災市町村から応援要請を受けた場合において、直ちに派遣措置をとり、かつ業務に支障をきたさぬよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材、使用車両及び作業手順等について、可能な限り検討を行う。この場合、災害状況及び活動内容等応援活動のための指導援助以外は被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料等から情報伝達手段に至るまで支援対策本部及び派遣職員で賄い自己完結型体制とし、そのための研修、訓練を実施する。

また、応援計画及び受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

5 ボランティアによる防災活動への協力

市は、古河市防災協力事業所登録制度に基づき、災害発生時において、保有する資源の提供等によりボランティアとして防災活動に協力する事業所等を募集し登録することにより、官民一体となった災害対応能力の強化を図り、地域の防災力を高め、迅速な被災者救援活動を展開する。

6 民間事業者との協力体制の整備

市は、災害時に民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場

合には、関係機関や民間事業者と連携する。

特に、多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した場合、市のみでの対応は困難であるため、遺体の収容等について民間事業者との協力を図る。

【遺体収容等に関する協力事項の例】

- ・遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務提供
- ・遺体を安置する施設（葬儀式場など）の提供
- ・遺体搬送用寝台車及び霊柩車による遺体搬送

7 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ、日常業務に支障をきたさないよう支援対策本部、派遣職員のチーム編成、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材、使用車両、作業手順等について可能な限り検討を進める。その際、職員は、派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、日常から研修及び訓練の実施を行っていく。

資料 2-1 災害時の相互応援に関する協定

資料 2-2 災害時の相互応援に関する協定実施細目

資料 2-3 災害時における相互応援等に関する協定一覧

資料 2-4 古河市防災協力事業所登録制度実施要綱

資料 2-5 古河市防災協力事業所一覧

第3 防災組織等の活動体制の整備

風水害等の大規模な災害が発生又はそのおそれがある場合は、災害の防御又は軽減を図るため、市や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが大切である。このため、自主防災組織の推進を図るとともに災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成を行い、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を推進していく。

市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。

1 自主防災組織の育成

市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである行政区、自治会や町内会等を活用する。
- ② 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
- ③ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

(1) 自主防災組織の活動内容

【平常時】

- ① 防災講習会、座談会、映画会等の開催
- ② 地域防災マップの作成及び避難ルートや集合場所の継続的点検
- ③ 地域の高齢者や障がい者等要配慮者に対するアプローチの研究
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検
- ⑤ 初期消火訓練、避難誘導訓練、炊き出し等防災訓練の実施

【災害時】

- ① 出火防止及び初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 負傷者救出・搬送等救護活動の実施及び協力
- ④ 避難ルートの安全確認及び集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救援物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し女性の参画を促すとともに、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。また、リーダーを養成するための教育、研修の機会を与え、自主防災組織の活動の活性化を図る。

(3) 自主防災組織の結成状況 令和4年4月1日現在

組織数	142 自主防災会
組織率	63.7%

資料 1-7 古河市自主防災組織活動補助金交付要綱

2 地域防災協力員

市は、地域におけるきめ細かな被害情報の収集、被災者状況の把握のため、県が委嘱している地域防災協力員を活用して災害時の情報収集体制の強化を図る。

3 事業所防災体制の強化

(1) 防災管理体制の強化

学校・病院・工場・大規模小売店等多数の人が出入りする施設の管理者は、消防

法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うこととなっていることから、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、消防機関は、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

（2）危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織の強化

危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化を図るとともに、消防機関は、爆発性、毒性等の強い高圧ガス取扱い施設については施設管理者に対し十分な自主防災体制が整うよう指導する。

4 ボランティア組織の育成

（1）防災ボランティアの定義

茨城県地域防災計画において防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）とに区分し、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行うものとしている。

【ボランティアの区分】

区 分	活 動 内 容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一 般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、医療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県看護協会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県薬剤師会 県助産師会 県栄養士会 県歯科医師会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッ

	理士)、医業類似業務（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）の提供			サージ会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県（生活環境部）	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県（生活環境部）	県（生活環境部）

（2）一般ボランティア担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

社会福祉協議会は「受入れ窓口」となるので、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備する。また、受入窓口では、被災ニーズを把握するとともに、ホームページに受入窓口を掲載するなど、受入窓口について周知する。

（3）一般ボランティアの活動拠点の整備

市は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動に必要となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。また、ボランティア活動に係る被害者ニーズ等の情報提供を推進する。

（4）ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険を助成する。また、活動上の安全を確保するための保険加入を推進する。

5 企業防災の促進

企業は、災害時の企業に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動を推進する。

また、市は、企業を地域コミュニティーの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時よりソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

災害時の通信の基本は、防災行政無線等の無線通信であるが災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークが必

要である。例えば、携帯電話、アマチュア無線、パソコン通信、インターネット等、それぞれの利点欠点を考慮して使用する必要がある。

1 情報通信設備の整備

大規模災害発生時における住民への情報伝達手段として緊急情報システムの導入・整備を図るとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努め、避難行動要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。また、放送事業者等と連携のもと、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(1) 市の情報通信設備

1) 市防災行政無線

市は、大規模災害時における住民等への被害情報等の提供及び避難情報（避難勧告・指示）の伝達手段として、防災行政無線の整備拡充に努める。また、地域における必要性に応じて、同報系無線等を導入するよう努める。

また、無線の管理、運用、通話等については、定期的な点検整備を進める。

2) 消防無線

消防無線には、周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。特に、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波を整備する。

3) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）

市は、国（消防庁）からの緊急情報（国民保護及び自然災害に関する情報）を瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（J－ALERT）の安定的な保守・運用を図る。

4) 災害情報共有システム（L－ALERT）

市は、国、県、住民への情報伝達手段としての災害情報共有システムが災害時に円滑に運用できるよう整備を図る。

■県の情報通信設備【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）】

1) 県防災行政無線

茨城県防災センターの整備に合わせ、地上通信回線と衛星通信回線の相互補完が可能な信頼性の高い防災通信システムを整備している。

2) 防災行政無線以外の県の無線設備

- ① 水防無線 土木部で整備・運用している。
- ② 漁業無線 県漁業無線局で整備・運用している。

3) 非常・緊急通話用電話

県の電話の一部は、非常・緊急通話用電話としてNTT東日本の承認を得ている。

(2) 防災関係機関の情報通信設備

各防災関係機関が整備している専用通信設備としては、次のようなものがある。

1) 関東管区警察局	警察無線設備
2) 第三管区海上保安本部	海上保安庁通信設備
3) 気象庁	気象通信設備
4) 関東地方整備局	国土交通省無線設備（多重回線）
5) 東京電力(株)茨城支店	東京電力通信設備
6) J R 東日本(株)大宮支社	鉄道通信設備
7) 茨城交通(株)	茨城交通通信設備
8) N T T 東日本	孤立防止用無線設備（衛星電話）

(2) 情報通信設備の耐震化

情報通信設備の設置者は、その耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意する。

1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

2) 非常用電源の確保

停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等を整備する。

3) 非常用燃料の確保

自家発電設備用のL P ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図る。また、平常時より点検、訓練等を実施する。

4) 耐震化・免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては、免震措置を施す。

5) サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておく。

(3) 通信手段の整備

複数の通信手段の確保等に取り組み、また情報伝達手段は屋内・屋外に配慮、視覚障害・聴覚・障害者又は高齢者等に配慮した整備を行う。

2 防災情報システムの整備

(1) 県防災情報システムの整備

1) 県防災情報システムの概要

県では、防災センターの整備に合わせ、防災情報システムを整備している。こ

の防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し、防災センター等に提供するシステムである。

なお、災害対策に関する情報の入出力は、防災センターのほか、県民センター、土木事務所、市町村、消防本部等で行うことができる。このシステムにより、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講ずることができる。

2) 防災情報システムの機能

防災情報システムの主な機能は、次のとおりである。

- ①気象情報システム（予・警報、気象情報等）
- ②被害情報システム（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）
- ③防災地図システム（各被害情報に基づく地図作成）
- ④広報資料編集システム
- ⑤行政事務伝達システム
- ⑥防災気象情報システム（「竜巻発生確度ナウキャスト」・「雷ナウキャスト」）
- ⑦施設情報管理システム（避難所）
- ⑧モバイル版サイト（携帯電話による被害情報登録）

3) 防災情報システムの平常時の活用

防災センター及び防災情報システムの整備により、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

4) マルチメディア化

情報技術の急速な発展により、音声のほか、文字情報、映像等多様なメディアによる情報通信が可能となった。これらの技術を活用し、より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める

3 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめ県と協議の上、アマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

また、市は社団法人日本アマチュア無線連盟茨城県支部の登録クラブである古河アマチュア無線クラブとアマチュア無線による災害時応援協定を締結しており、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、ボランティアとして情報収集伝達等の必要な協力を要請することができる。

第2節 災害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

まちづくりの基本の一つは安全であり、風水害等の被害を最小限にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要である。また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できる対策を進めることが重要である。

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、画的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を計画的かつ総合的に推進する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を行うことが重要である。

1 防災まちづくりの視点

(1) 計画的な対策の推進

財政的・時間的な制約のもとで災害に強いまちづくりを着実に推進していくためには、災害に強いまちづくりを計画的に推進することが必要である。このため、市は、災害に強いまちづくりの総点検を行い、防災まちづくりの方針を策定し、災害危険度の高い地域に係る施設整備など緊急性・重要性の高いものから重点的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。このとき、老朽化した社会資本の維持管理の重要な視点となる。

(2) ソフト対策とハード対策の効果的な連携

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。予防対策としてのハード整備は、短期間で完了するものではなく、都市構造が防災上、不完全な状態で大規模地震に見舞われることもありうる。したがって、発災後の避難や応急対策活動等の被害軽減策としてのソフト対策が重要であり、そのために避難施設や活動拠点施設の整備といった「ソフト対策のためのハード整備」も重要である。これらのことから、ソフト対策とハード対策で密接な連携をとりつつ都市整備を図ることが被害の発生及び発生した被害の波及を最小限に抑えるために必要である。

(3) 民間企業等との協力体制の整備

都市基盤を形成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業の管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。

(4) 住民主体の防災まちづくりの推進

防災まちづくりでは、個人の所有物の耐震化や不燃化、土地区画整理等の市街地開発の実施、インフラ整備にあたっての用地取得等、住民の協力・合意が必要となってくる。よって、市が、まちづくり活動や防災教育を通じて住民に対する普及啓発を行い、住民の防災まちづくりに対する気運を高めるような措置を講ずることが必要であ

る。

2 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを都市計画マスタープランへ位置づける。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) ライフライン被災による影響の考慮と代替施設の整備
- (5) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災上の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

3 市街地再開発の推進

木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業を推進する。

4 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

- (1) 緑地保全地区の指定

都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、市における地震災害の防止に役立てる。

- (2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

- (3) 防災活動拠点となる都市公園、緑地の整備の推進

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震型地下式貯水タンク、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

本市においては、古河総合公園、中央運動公園、三和ふれあいの里の整備を推進

する。

(4) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域における街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

(5) 水害時の避難路確保のための道路冠水対策

大河川上流域の大雨と同時に古河市内においても大雨が降った場合、市内の道路冠水により市民の避難が困難になるおそれがある。このため、市内の雨水排水能力を向上して道路冠水を防止する必要がある。

5 避難施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、各種災害において必要とされる避難施設として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難施設の整備に関する計画を作成する。また、避難施設として利用可能な民間施設を市民が使用できるよう、協定等により確保する。

(2) 避難所、避難場所、さいごの逃げ込み施設

市は、水害あるいは延焼火災等から避難者の生命を保護することを目的とし、資料 6-1 に示す避難所、避難場所及びさいごの逃げ込み施設を設置する。

また、市は、住民等に対し、あらかじめ、これらの運営管理のために必要な知識等の普及を進める。

資料 6-1 避難所及び避難場所、さいごの逃げ込み施設一覧

第2 建築物等の防火対策の推進

1 建築物の不燃化の推進

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、火災による建築物の損壊、焼失を軽減するため、不燃化を推進していく。特に建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率 500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建築物が密集し、また用途が混在し、火災の危険が予想される地域等について指定を進める。なお、これらの防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行った上で地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったとこ

ろから順次行う。

(2) 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

(3) 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

2 屋外広告物等の落下、転倒物対策

公共建築物の窓ガラス、石張り、タイル等について落下による災害及び公共看板等の転倒による災害発生を防ぐための調査をし、その危険性があるものについては、改善を行うとともに、民間所有物については、管理者への必要な改善指導と啓発を行う。

市は、地震時におけるエレベーター閉じ込めを防止するため、エレベーター設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。また、救出要員の増加や保守管理会社の連絡体制の強化により、エレベーターの閉じ込めがあった場合の救出体制を構築し、エレベーターを早期に復旧させる体制を整える。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては、以下の対策の推進が必要とされている。

(1) 地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進

(2) 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備

(3) 大規模開発での液状化対策に向けた連携及び調整

(4) 液状化による被害軽減のための調査研究

1) 液状化予防対策

①木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。

(根拠規定：建築基準法施行令第42条)

②小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

2) 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

4 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市及び病院、避難所でもある小中学校や公民館等、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県又は市町村が策定した耐震改修促進計画に基づき、耐震診断を実施し、補強が必要と判断された建築物については早期に耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。また、地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源を確保しておく必要がある。

(2) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行う。

市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

第3 土木施設強化の推進

道路、橋梁、堤防等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできない重要な施設であり、災害発生後の復旧作業の根幹となるべき使命を担っている。

したがって土木施設の施工にあたっては、地質及び地盤等の自然条件を厳しく調査することはもちろんのこと、各施設に設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための構造の強化等の諸施策を実施する。

1 道路施設の強化の推進

市は、災害応急対策に必要な物資、被災者の搬送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平時から道路、橋梁等の危険箇所や迂回路を調査し、随時改良及び補修に努める。

また、街路樹については、必要に応じて支柱の補強を施し浅根性で強風の被害を受けやすいものは剪定等を行う。

なお、水害等に備えて道路建設上配慮すべきこと及び維持補修については、県計画を踏まえ次による。

- (1) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強の実施
- (2) 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- (3) 縦断線形、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合は、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- (4) 横断勾配、路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配をとる。
- (5) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土のおそれある箇所、盛土法面で常に水と接する部分及び水田を通る部分等については、コンクリート擁壁、間知ブロックを流し法面の保護を図る。
- (6) 横断排水構造物は洪水時に十分に通水できる断面とする。
- (7) 排水側溝、路面水を処理し、速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水が困難な箇所は、盲暗渠等を行う。
- (8) 冠水の危険性がある場所においては、道路表示板の設置等の必要な整備を図る。

2 河川等の耐震化の推進

市は、市管理の準用河川の管理施設等の耐震性の点検や耐震性向上の検討を行い、適

切な対応策を講ずる。特に、地震による水門、樋管、堤防等の被害のために浸水等の二次災害が想定される地域における河川構造物の改築、改良を優先的に行う。

3 土木施設の液状化被害予防対策の推進

建築物と同様に液状化対策を講ずる。(第2 建築物等の防火対策の推進)

第4 上下水道施設の耐震化の推進

上下水道施設は、地震災害時の機能低下により市民の生活被害に結びつくものであるため、各施設に耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていく。

1 上水道施設の耐震化、液状化対策

市は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。
特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

2 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

2) 耐震補強工事

耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事を推進する。

3) 耐震化の具体例

①可とう性・伸縮性を有する継手の採用

②地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

3 上下水道施設の液状化被害予防対策の推進

建築物と同様に液状化対策を講ずる。（第2 建築物等の防火対策の推進）

第5 地盤災害防止対策の推進

災害による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全を図る。

1 地盤災害危険度の把握

（1）地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

（2）地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤改良工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。また過去の災害教訓、伝承等からの観点の調査も行う。

2 土地利用の適正化の誘導

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

3 斜面崩壊防止対策の推進

市は、急傾斜地崩壊危険箇所について、危険箇所の地域防災計画への掲載、危険箇所への標識の設置等を実施し、危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚を図る。

（1）所有者等に対する防災措置の指導

市は、今後において急傾斜地崩壊危険箇所等の調査を進め、必要に応じて所有者、管理者等に対し、擁壁、排水施設その他防災上の対策を促すなど改善措置をとるよう指導する。

（2）警戒避難体制の確立

災害のおそれのある傾斜地については、地震災害時において危険な兆候がないか警戒することが重要であるため、市は、平常時から、斜面の監視体制や通信手段を確立しておくとともに、避難の方法等について住民に対して事前に周知徹底を図る。

4 造成地災害防止対策の推進

（1）災害防止に関する指導、監督

地震・風水害等対策編
第2章 地震・風水害等予防計画
第2節 災害に強いまちづくり

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨時や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

（2）災害防止に関する指導基準

1) 災害危険度の高い区域

急傾斜地崩壊危険区域内的の土地については、都市計画法に基づき原則として開発計画を認めない。

2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

5 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地下をもたらす地盤沈下は、風水害の被害を増大させる可能性がある。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

資料 7-1 急傾斜地危険箇所

第6 危険物等施設の安全確保

危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化等、新たな危険物に対応する必要もある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

1 危険物施設の防災体制の強化

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による防災意識の高揚を図る。

2 施設の保全

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検業務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

3 大規模タンクの予防対策

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のためタンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

4 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し災害防止上必要な助言又は指導を行う。

5 自主防災体制の確立

危険物等施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、防災体制の確立に努める。

資料 8-1 危険物施設の現況

第7 農地・農業の防災対策

風水害の発生により、農地の湛水等を生じると農作物に大きな被害が出ることになるので、こうした事態に備え、農地、農業用施設の防災対策を推進していく必要がある。

1 農地計画

（1）ため池等整備事業

1) 老朽ため池等整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修を行う。

2) 湖岸堤防工事

池、沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

（2）湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が

地震・風水害等対策編
第2章 地震・風水害等予防計画
第2節 災害に強いまちづくり

実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

(3) 水質障害対策事業

公共用水域から農業用水を取水し、かんがいを行っている農用地において水質汚濁による障害等の除去及び防止を行い、農業用水の確保と農業経営の安定を図る。

(4) 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために行う農業用排水施設の新設又は改修、農道の改修、客土又は整地を行う。

2 農業計画

(1) 災害の未然防止対策

1) 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象予報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

2) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

(2) 資材の確保

迅速な薬剤散布により被害を軽減できるよう、病虫害防除器具の整備及び薬剤の備蓄を指導する。

(3) 家畜対策

1) 低湿地畜舎は、周囲の土盛り排水路の整備を行うよう指導に努める。

2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保に努める。

3) 倒壊流失の懸念のある畜舎については、補修を行うなど適切な措置を講ずるよう指導に努める。

4) 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄するよう指導する。

(4) 農作物の防災技術対策

風水害等の災害から農作物を防護するため事前技術対策を定め、円滑、適切な災害防止措置を行う。

第8 水政計画

市は、河川改修・排水機場の整備や雨水流出抑制施策、水防体制の充実・強化など、総合的に治水対策を推進し、災害の防除・軽減を図る。また、国、県近隣市町と協力し、「流域治水」の推進に取り組む。

1 治水計画

(1) 河川改修

1) 河川改修事業

市の一級河川は8河川あり、利根川、渡良瀬川、向堀川等を中心として、護岸

工事等の河川改修について、河川管理者に整備の促進を働きかける。

また、準用河川の洪水による被害を未然に防止するため、自然景観や生息生物に配慮した、河川改修事業を計画的に進める。

2) 雨水流出抑制施策の推進

雨水流出抑制のため、「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準」に基づく規制や「古河市雨水流出抑制技術基準」に基づく指導及び道路などの透水性の舗装をはじめとする公共土木事業の雨水流出抑制施策、公共施設の雑用水等への雨水利用の導入などの推進を図る。

3) 雨水貯留施設等の設置

市は、開発行為や一定規模以上の建築行為において、調整池等の雨水抑制施設の設置を指導する。また、地域特性に合わせて調整池の設置を行い、雨水流出を抑制する。また、個人住宅等においては、建築物の雨樋等により集水される雨水を処理するために浸透ますの設置を指導する。

2 水防法に基づく洪水対策

(1) 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な被害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水のおそれがあるときは、県知事は水防計画で定める水防管理者等に周知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本市内では利根川、渡良瀬川が国管理河川、県管理河川として、飯沼川、東仁連川、西仁連川、宮戸川、女沼川、向堀川として指定されている。

(2) 浸水想定区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに市に通知する。

(3) 古河市洪水ハザードマップによる避難体制の整備

市は水防法に基づき、浸水想定区域図をもとに作成した古河市洪水ハザードマップにより、浸水想定区域・浸水の深さ・浸水継続時間などを示し、これを公表することにより、住民が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう、体制の整備を図る。

(4) 避難情報の判断・伝達マニュアル

市は、災害時における避難情報の発令・伝達に関し、どのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報等を発令すべきか等の判断基準や住民への伝達方法などについて「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に基づき避難の確保を図る。

(5) 水防訓練の実施

市は、消防団等との協議により避難誘導に係る計画を作成して訓練を行う。

(6) 住民への情報伝達体制の整備

市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するため

の内容の拡充を図り、住民への情報提供体制の整備を図る。また、要配慮者に配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

3 水防用資機材の整備

(1) 水防用資機材の整備

市は、水防の必要が予想される区域に水防倉庫その他の資材等備蓄場所を設け、下表基準に示す資機材を整備するとともに、その緊急調達の方法について定める。

【水防倉庫一棟当り備蓄水防資機材基準】

品 目	単 位	数 量	摘 要
掛矢(かけや)	丁	2 以上	
蛸槌(たこつち)	〃	1 以上	
金槌(かなづち)	〃	1 以上	
スコップ	〃	2 以上	
竹とげ鎌	〃	2 以上	
照明施設	基	必要数	
斧(おの)又は鉋(なた)	丁	1 以上	
救命具	着	必要数	
鋸(のこぎり)	丁	1 以上	
メガホン	個	必要数	
杭木	本	50 以上	長短こみ
土のう袋	袋	1,000 以上	
縄	k g	10 以上	
鉄線	〃	10 以上	
かすがい	丁	20 以上	
むしろ又はシート	枚	50 以上	
竹	本	100 以上	伐採先を選定

市は、1 月末日現在の所轄備蓄水防資機材を調査確認し、その結果を境工事事務所長に報告する。

(2) 輸送の確保

水防管理者は、水防に要する資機材の輸送については、あらゆる状況を推定して輸送経路を決定しておくとともに、あらかじめ境工事事務所、古河警察署、輸送業者及びその他の関係機関と協定しておく。

4 風水害に配慮した適正な土地利用の誘導

風水害の危険度の把握を的確に行うとともに、いっ水、たん水等による災害の発生のおそれのある土地の区域については、高度な土地利用を誘導しないなど、土地利用の適正化を誘導する。

資料 7-2 古河市洪水ハザードマップ

資料 10-1 浸水想定区域内要配慮者施設一覧

資料 10-2 浸水想定区域内要配慮者施設情報伝達系統図

資料 14-1 河川の現況

第9 土砂災害防止計画

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく対策 (平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)

(1) 警戒避難体制の整備

1)市は、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制について整備するとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知する。

2)警戒区域内にある高齢者等の要配慮者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難が行うことができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

3)住民への周知

①土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための防災マップを作成し住民へ配布するなど、市民への広報周知を図る。

②市は関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図るとともに、一般住民への提供体制の整備を図る。

③市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

4)避難情報の発令判断・伝達マニュアル

市は、土砂災害時における避難情報の発令・伝達に関し、どのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令すべきか等の判断基準や住民への伝達方法などについて「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に基づき避難の確保を図る。

5)土砂災害警戒情報の発表

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難活動を支援するため、土砂災害警報情報を発表する。これは市町村を発表単位とし、県内すべての市町村を発表対象とするもので、水戸地方気象台から通報を受けた県が防災情報ネットワークシステムにより関係機関及び市町村に対して伝達する。また、判断基準等は、必要に応じて見直しを行う。

(2) 特定開発行為の制限等

市は、県と協力し、土砂災害防止法第9条に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりなどの土砂災害のおそれのある区域における宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為に対して、必要な対策を講じる。

2 がけくずれ対策

(1) 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市は、県が行う危険箇所の実態調査の情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。

(2) 急傾斜崩壊危険区域の指定

県は、市と協議のうえ危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)の第3条の規定により危険区域の指定を行い、がけに対する有害な行為を規制し生活の安定と国土の保全を図る。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

市は、防災パトロールの結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者その他関係者に対し、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう調整する。

3 地すべり対策

市は、土砂関連災害を未然に防止し、又は最小限にとどめるため、国や県などの協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る。

第10 文教計画

1 基本方針

災害時における園児・児童生徒等の安全確保や教育的ケアが必要な場合に備えて、教育対策の環境整備を平常時より総合的に進める。

2 防災上必要な教育の実施

(1) 学校等の長(以下「校長等」という。)は、児童生徒等の安全を図るため、学校防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。

(2) 市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係職員の災害及び防災に関する専門的知識及び技能の向上に努める。

(3) 市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災意識の高揚を図る。

3 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的の実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的の実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

4 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

5 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建築物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を推進する。
- (2) 学校用地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。
- (4) 学校等施設・設備は、災害時における救援救護対策の活動拠点となるため、その機能を果たすために必要な設備・資機材等の整備を進める。

6 文化財保護

所有者又は管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備の促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第3節 被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

災害等による被害を最小限にとどめるためには、発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通路）の確保のための道路啓開等を、災害発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材の調達体制及び緊急通行車両の調達体制を整備していく。実際の道路啓開の作業等、緊急車両及び資機材等の不足対応は、民間事業者等の協力により行われるため、地震発生後の効果的な連携が講じられるよう、平時より、協定締結等により体制を整備していく。

また、輸送拠点を整備するとともに、備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

1 緊急輸送道路の指定・整備

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、あらかじめ、隣接県の主要道路と県内の防災拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。市は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、国・県等との連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

（1）緊急輸送道路の指定

【第1次緊急輸送道路】

- ①都市間を結ぶ主要な道路
- ②関係機関（国及び県）を結ぶ主要な道路

【第2次緊急輸送道路】

- ①第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
- ②第1次緊急輸送道路と関係施設を結ぶ道路

【第3次緊急輸送道路】

- ①その他の道路

なお、古河市に関連する緊急輸送道路は、次のとおりである。

【第一次緊急輸送道路】

路線番号	区分	路線名	起点側	終点側
4	一般国道	国道4号線	古河市県境（埼玉県）から	古河市県境（栃木県）まで
4	一般国道	国道4号線 （新4号バイパス）	猿島郡五霞町境（埼玉県）から	古河市県境（栃木県）まで
125	一般国道	国道125号線	土浦市若松町 主要地方道土浦笠間線交差（若松町交差点）から	古河市旭町 2丁目国道125号交差まで
125	一般国道	“（古河拡幅共用まで）	古河市旭町2丁目国道125号交差から	古河市旭町1丁目 国道4号交差（三杉町交差点）まで
125	一般国道	“（古河拡幅共用まで）	古河市旭町2丁目国道125号交差から	古河市三杉町国道4号交差まで
5	一般国道	国道354号線	古河市県境（埼玉県）から	猿島郡境町塚崎 一般県道境間々田線交差（境特別支援北交差点）まで

【第二次緊急輸送道路】

17	一般県道	県道 結城野田線	古河市諸川 国道125号交差（諸川交差点）から	猿島郡境町長井戸 国道354号交差まで
23	一般県道	県道 筑西三和線	結城市今宿 主要地方道結城坂東線交差から	古河市尾崎 国道125号交差まで
56	一般県道	県道 つくば古河線	古河市柳橋 国道4号交差（柳橋交差点）から	古河市久能 一般県道境間々田線交差（久能交差点まで）
190	一般県道	境間々田線	古河市久能 主要地方道つくば古河線交差（久能交差点）から	古河市小堤 国道125号交差（小堤交差点）まで

【第三次緊急輸送道路】

312	一般県道	県道 古河停車場線	古河市本町2丁目 古河市道交差から	JR 古河駅まで
-----	------	-----------	-------------------	----------

地震・風水害等対策編
第2章 地震・風水害等予防計画
第3節 被害軽減への備え

261	一般県道	県道 野木古河線	古河市本町2丁目 主要地方道佐野古河線交差（本町2丁目）から	古河市原町 国道354号交差まで
261	一般県道	県道 野木古河線	古河市本町1丁目 古河市道交差から	古河市本町2丁目 主要地方道佐野古河線交差（本町2丁目）まで
56	一般県道	県道 つくば古河線	古河市久能 一般県道境間々田線（久能交差点）から	総和中央病院まで
	市町村道	古河市道総和 0252、0267号線	古河市東牛谷 国道125号線交差から	友愛記念病院まで
	市町村道	古河市道0101号線	古河市旭町1丁目 国道125号交差（古河駅入口交差点）から	古河警察署まで
	市町村道	古河市道0110号線	古河市下辺見 古河市道交差から	陸上自衛隊第一施設団（古河）まで
	市町村道	古河市道0114号線	古河市下辺見 国道354号交差から	関東通運(株)2号倉庫まで
	市町村道	古河市道0135号線	猿島郡境町猿山 主要地方道結城野田線交差から	関東西濃運輸(株)古河支店まで
	市町村道	古河市道0229号線、総和4099号線	古河市大堤 国道125号交差（大堤（北）交差点）から	古河赤十字病院まで
	市町村道	古河市道0233号線	古河市下大野 一般県道境間々田線交差から	古河市役所まで
	市町村道	古河市道1304号線	古河市上片田 国道4号交差から	つるみ脳神経病院まで
	市町村道	古河市道古河0105号線	古河市常盤町 国道4号交差から	古河保健所まで
	市町村道	古河市道古河0691号線	古河市本町1丁目 一般県道野木古河線交差から	古河市本町1丁目 一般県道古河停車場線交差まで

	市町村道	古河市道総和 0377 号線、総和 0379 号線、総和 0382 号線	古河市小堤 国道 125 号交差から	(株)初美運輸倉庫丘里センター(営)まで
--	------	--------------------------------------	--------------------	----------------------

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、これらに基づき緊急輸送道路の整備及び管理を徹底する。

(3) 啓開・輸送体制の整備

緊急輸送道路の道路啓開作業等は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体を通じて、建設会社等との災害発生後の効果的な連携が講じられるよう協定締結等により体制を整備しておく。

また、市等による緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があるため、関連業界団体を通じて調達体制を整備しておく。

(4) 燃料の確保

燃料の確保については、茨城県石油業協同組合との公用車の燃料に関わる優先供給協定に基づいて、優先的に燃料を確保することができるよう、協力体制を整備しておく、また、平常時より、新たな事業者との協定締結に努める。

(5) 民間企業との連携体制の整備

実際の道路啓開の作業等は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体との協定による体制を整備しておくことが必要である。

また、資機材、車両等の不足の場合にも、関連事業団体との協定等により調達体制を整えることに努める。

2 ヘリポートの指定・整備

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）を関係機関と協議の上指定することとしており、現在 10 箇所が指定されている。

さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講ずる。

【臨時ヘリポート】

名 称	所 在 地
古河市立古河第二中学校	古河市鴻巣 780
生涯学習センター総和とねミドリ館	古河市前林 1953-19
渡良瀬川河川敷サッカー場	古河市立崎地先渡良瀬川河川敷
古河市立総和中学校	古河市女沼 290-1
古河市中央運動公園サッカー広場	古河市下大野 2245
古河市総和水処理センター	古河市水海 1207

古河市小堤スポーツ広場	古河市小堤 227-1
古河市上大野グラウンド（野球場）	古河市上大野 1532-1
古河市立三和中学校	古河市東山田 472
古河市三和健康ふれあいスポーツセンター（駐車場）	古河市仁連 2042-1
諸川コミュニティパーク	古河市諸川 1844-4

3 緊急輸送活動拠点の整備

災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検する。また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。

（1）輸送拠点の整備

市は、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

（2）輸送体制の環境整備

市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

（3）民間事業者との連携

輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、市は、民間事業者等に対して緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行う。

第2 消火活動、救助、救急活動への備え

火災等の災害に備え、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出救助、応急手当能力の向上を図る。

1 出火予防

（1）一般火気器具からの出火の予防

1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び消防機関は、住民に対し自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

2) 電気器具からの出火の予防

市及び消防機関は、住民に対し災害の際には、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発

する。

3) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、災害時に自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、災害等による容器の破損が生じないように管理を適切かつ厳重に行う。また、市は、その周知を徹底する。

(3) 火災予防広報の推進

次の方法により火災予防広報を推進し、地域住民に対する防火知識を普及し、住民全体の連带的防火意識の向上を図る。

1) 広報紙等に積極的に資料を提供し、広報を行う。

2) 火災予防運動の実施

春季及び秋季火災予防運動の期間中に広報活動を行う。

3) 防火講演会、映画会等の実施（各種団体を対象に行う。）

(4) 火災予防査察の実施

火災予防査察は、消防法第4条及び第16条の5に基づき、消防対象物に対し立入検査を行い、火災危険の排除を促すとともに違反は是正し、火災予防の徹底を図る。

2 消防力の強化

火災の消火、人命救助等の初動活動がより速やかにかつ効率的に実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材等を適正配備する。

(1) 署所の適正配置

消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ、効率的な適正配置を図る。

(2) 消防水利の確保

防火水槽の設置を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況を把握する。

(3) 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(4) 消防団の育成・強化

災害時の活動が十分にできるよう資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進する。また、消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。消防団の充実強化を図るとともに、地震災害時活動マニュアル等を整備し、

参集基準の明確化を図る。

(5) 広域消防応援協定

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、各消防本部は、広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

3 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助体制の強化を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 消防団の育成・強化

前項(4)に準ずる。

(4) 広域消防応援協定

前項(5)に準ずる。

(5) 救助機能の強化

救助・救急関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁）及び地方公共団体相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

4 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- 1) 救急救命士の計画的な養成
- 2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- 3) 救急隊員の専任化の促進
- 4) 救急教育の早急かつ計画的な実施
- 5) 消防本部管内の医療機関との連携強化
- 6) 住民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）の整備、関係機関との連携強化を図り、県防災及び県警ヘリコプタ

一による救急搬送体制を確立する。

(3) 救急機能の強化

救助・救急関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁）及び地方公共団体相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

災害の規模が大きい場合、消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火活動、救助活動が不可能となる可能性が高い。したがって、住民は自主防災組織を中心に自らの地域は自らで守るという気概のもと、初期消火・救出・応急手当能力を強化する。

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、その他の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上を図る。

(2) 救出・応急手当能力の向上

1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、風水害等による家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や地域内の建築業者等からの調達を推進する。

2) 救助訓練

自主防災組織等を中心として救助訓練を行う。市は、その指導助言にあたりとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

特に、救急隊到着前の地域での応急手当は、救命のため極めて重要であることから、市は、住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

6 木造住宅密集地域に対する火災への備え

木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を図る。

資料 3-2 消防組織の現況

資料 3-3 消防施設等の現況

資料 8-2 防火対象物

資料 16-1 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

第3 医療救護活動への備え

災害時においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より市及び医療機関等は、医療救護活動への備えを図る。

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる病院、保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行い、また、指導する。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

1) 自家発電装置の整備

ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するための電気容量を確保するため病院においては、自家発電装置について48時間程度の電気供給が可能なものとなるよう必要な措置をする。

2) 災害用井戸の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては自家用の井戸を確保するほか、受水層（貯水槽）の強化を図る。

2 災害拠点病院の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を2箇所、地域災害拠点病院を13箇所指定しており、古河・坂東医療圏における地域災害拠点病院として、古河赤十字病院及び茨城西南医療センター病院が指定されている。

3 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルの作成

病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な場合に応じて、適切な対応が行われる必要がある。したがって、病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに必要に応じ、所要を改善する。

(2) 防災訓練の実施

防災は、日頃からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院等は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練を実施する。

また、広域災害・救急医療情報システムの操作等の研修・訓練を定期的に行い、地域の防災関係機関や地域住民との共同の防災訓練の実施を図る。

(3) 災害医療専門家の養成

大規模災害時には、同時に多くの死傷者が発生し、かつ医療施設・設備・資機材が不十分な状態での医療措置を余儀なくされる可能性があることから、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）の実施など平時の医療とはかなり異なる対応が必要となる。したがって、限られた医療資源を十分に活用するために、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図ることが重要である。

4 広域後方医療施設の充実

地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制を整備する。

なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備する。

5 広域災害・救急医療情報システムの整備

災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第4 燃料対策

1 連絡体制の強化

市及び茨城県石油業協同組合は、災害発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

2 災害応急対策車両の優先給油

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、茨城県石油業協同組合に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない市外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受ける。

第5 応急復旧、復旧・復興のための人材の育成・確保

1 人材の確保・育成

市の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築し、防災の専門職員の育成・または連携を強化する。

2 民間の人材の活用

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（市関連機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整える。

第6 複合災害への備え

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画を見直す。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練を実施する。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

災害等による被害を最小限にとどめるためには、市民一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守るという自助を前提に、地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助の意識と行動が必要である。このため、市及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、水害の際は地域の特性上、早期避難の重要性について市民の理解を促進するために、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、市全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、市及び防災関係機関の防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があるため、災害とその対策に関する知識と高い意識、また男女の性別に関わりなく身につけられるよう防災教育活動を推進する。

なお、留意事項として、水害リスクが非常に高い地域であることを考慮し、浸水想定区域内の住民を対象に、各河川の注意すべき箇所を洪水ハザードマップにより周知するとともに、水防説明会、マイ・タイムライン（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）の作成など、できるだけ体験・参加型の教育を充実させていく。

1 市民向けの防災教育

市は、市民向けの防災教育活動を推進するため、広報媒体の利用、講演会の開催等の下記の方法を通じて、防災に関する知識の普及を図る。

(1) 広報紙、パンフレットの配布

市は、広報紙に防災関係記事を掲載し、また、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(2) 講演会等の開催

市は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及や意識の高揚を図る。

(3) 緊急地震速報の普及啓発

市は、地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、その特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

(4) 備蓄物資の普及啓発

市は、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の備蓄を啓発し、十分な周知を行う。

(5) その他のメディアの活用

- 1) C A T V局の番組の活用
- 2) 防災に関するビデオ・フィルムの貸出
- 3) パソコン通信及びインターネットの活用

(6) 災害に関する教訓の伝承

市は、住民自ら災害教訓の伝承を行えるよう、大規模災害に関する調査分析結果や映像等の収集、保存、公開等を行い、伝承等の取り組みを支援する。

2 児童生徒に対する防災教育

(1) 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校においては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。市教育委員会は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。

指導内容としては、災害時の身体安全の確保方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう避難訓練の充実を図る。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。また、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定するとこにより、指導者の質の向上を図る。

3 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修を行う。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場での活動を示した応急対応マニュアルにより対策の周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

第2 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。防災に関する知識及び技能の修得と合わせて、課題の発見、市民に対する防災知識の普及を目的とし、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携のもとに、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練を行うだけでなく、訓練とマニュアルの作成・修正を連携して行い、実用的なマニュアルの作成を目指す。

1 市が実施する訓練

市は、次に示す防災訓練を計画し、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する

器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映する。

(1) 職員参集訓練・災害対策本部図上訓練

市職員に対して古河市防災防犯メールを活用し、災害時職員初動マニュアル_配置体制・配置基準表に基づいた適切な参集時期の周知を図るとともに、情報伝達手段の導通確認を定期的実施する。また、災害時を想定した災害対策本部の図上訓練を実施し、災害時の対応能力の向上を図る。

(2) 避難所担当職員研修・訓練

新規に避難所担当となった職員に対して、避難所の目的・住民に避難情報を発令するタイミング等の基礎的知識の習得を図る研修を実施する。

また、全ての避難所担当職員を対象に、避難者の収容方法（受付・動線・要配慮者に対する対応等）の再確認、使用する物品の把握及び施設管理者との共通認識を図るため、担当している施設での現地訓練を実施する。

(3) 地域防災訓練

市は、水害対応が必要な地域に対しては、浸水想定区域に居住する市民を対象として、大河川流域（利根川・渡良瀬川）で大雨が降った場合、どの段階でどういう行動をとる必要があるかについて、マイ・タイムライン等により住民自身が判断する訓練を行い、住民の水害対応に関するイメージアップの向上を図る訓練を実施する。

また、市内全域に対して、古河市付近に直下型地震が発生した場合に市民が自らの命を守るためにとるべき行動と普段からの備えについて訓練を実施する。

(4) 浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設における避難訓練

幼稚園、保育園、小学校、病院及び社会福祉施設等において、幼児、児童生徒、傷病者、身体障がい者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命を守るため、施設管理者に対して施設で作成している洪水時における避難確保計画に基づく訓練を定期的実施するよう指導する。

また、古河市防災防犯メールの音声メッセージ機能を活用し、洪水予報の伝達訓練を行うことで、適切な避難行動開始のタイミングについての理解向上を図る。

2 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育・研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

(3) 一般市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力を強化する。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

第3 災害に関する調査研究

地震災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、地震災害対策を総合的、効果的に推進していく。また、その成果は、地域住民等に対して分かりやすく発信する。

1 基礎的調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、地震災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で地域別データを調査、収集し、データベース化して情報の利用を図る。

(1) 自然条件

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1) 地盤及び地質 | ボーリング柱状図、表層地質図等 |
| 2) 活断層の状況 | 活断層の分布及び活動状況等 |
| 3) 地震観測 | 気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。 |

(2) 社会条件

1) ハード面

- ① 建築物の用途、規模、構造等の現況
- ② 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- ③ ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- ④ 耐震型地下式貯水タンク等消防水利の現況等

2) ソフト面

- ① 昼夜間人口、避難行動要支援者等の人口分布
- ② 市民の防災意識等

(3) 地震災害事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の地震災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。さらに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援すると同時に、災害教訓の伝承の重要性についての啓発へ活用するための基礎資料とする。

2 防災アセスメントの実施

地震災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価を行う防災アセスメントは効果的であり、県、市、防災関係機関で協力し、実施していく。

3 被害想定調査の実施

地震災害に関する総合的な被害想定調査は、地震災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、市、防災関係機関で協力し、実施していく。

県の実施する被害想定調査、消防庁、国土交通省等が開発した被害想定用ソフトウェア等を活用して、市域で想定される被害の概要を把握する。

4 地震災害対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にくいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上を図る。

地震災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- ・ 災害に強いまちづくりのための調査研究
- ・ 地震被害軽減のための調査研究
- ・ 防災教育・訓練のための調査研究
- ・ 応援・派遣に関する調査研究
- ・ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- ・ 被災者生活救援のための調査研究
- ・ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ・ 地震災害復興のための調査研究

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 災害時における職員の対応

市内において、地震、台風等による大規模な災害が発生した場合には、市職員が全力を挙げて災害対策にあたる必要がある。

このため、災害対策本部の設置や被害状況の把握等、職員の迅速な初動体制が確立できるよう災害時職員初動マニュアルを定め、災害応急対策を実施するよう推進していく。

第2 職員の配備体制・参集基準

災害時における職員の配備体制及び参集基準については、次のとおりとする。

配備体制	参集基準	動員体制
準備体制 (第1体制)	1 震度4の地震が発生したとき 以下のいずれかを満たし、危機管理監が必要と認めたとき 2. 気象情報（注意報等）が発令されたとき 3. 台風が接近または接近が予想されるとき	1. 消防防災課職員、シティプロモーション課、総務課、三和庁舎市民窓口室、上下水道部職員、都市建設部職員で、危機管理監または所管部長が必要と認めた職員
警戒体制 (第2体制)	1 震度5弱の地震発生が発生したとき 以下のいずれかを満たし、市長または危機管理監が必要と認めたとき 2 気象情報（警報等）が発令されたとき 3 台風が接近または接近が予想されるとき 4 河川の水位が水防団待機水位に達する恐れがあるとき	1. 総務部長兼危機管理監、防災監 2. 秘書広聴課職員、シティプロモーション課職員、企画課職員、プロジェクト推進課職員、IT戦略課職員、総務課職員（危機管理室含む）、職員課職員、消防防災課職員、市民協働課職員、三和庁舎市民総合窓口室職員、上下水道部職員、都市建設部職員で、危機管理監または所管部長が必要と認めた職員
災害警戒本部体制 (第3体制)	1. 震度5弱の地震発生またはそれ以下の地震により被害が発生または拡大の恐れがあるとき 以下のいずれかを満たし、市長が災害警戒本部体制を必要と判断したとき 2. 気象情報（警報等）が発令されたとき 3. 台風が接近または接近が予想されるとき 4. 河川が氾濫注意水位に達する恐れがあるとき	1. 本部会議員 2. 秘書広聴課職員、シティプロモーション課職員、企画課職員、プロジェクト推進課職員、IT戦略課職員、総務課職員（危機管理室含む）、職員課職員、消防防災課職員、市民協働課職員、三和庁舎市民総合窓口室職員、上下水道部職員、都市建設部職員で、危機管理監または所管部長が必要と認めた職員 3. 各部課長補佐以上の職員 4. 総和庁舎、古河庁舎、健康の駅、古河福祉の森会館に勤務する職員（水害時のみで、避難所担当職員を除く）

配備体制	参集基準	動員体制
災害対策本部体制 初動期 (第4体制)	1. 震度5強以上またはそれ以下の地震発生により被害が発生または拡大の恐れがあるとき 以下のいずれかを満たし、市長が災害対策本部体制を必要と判断したとき	全ての職員
災害対策本部体制 応急期 (第4体制)	2. 気象状況により災害が発生したときまたは発生の恐れがあるとき及び被害拡大の恐れがあるとき 3. 河川の水位が避難判断水位に達する恐れがあるとき	

第3 職員の動員指令

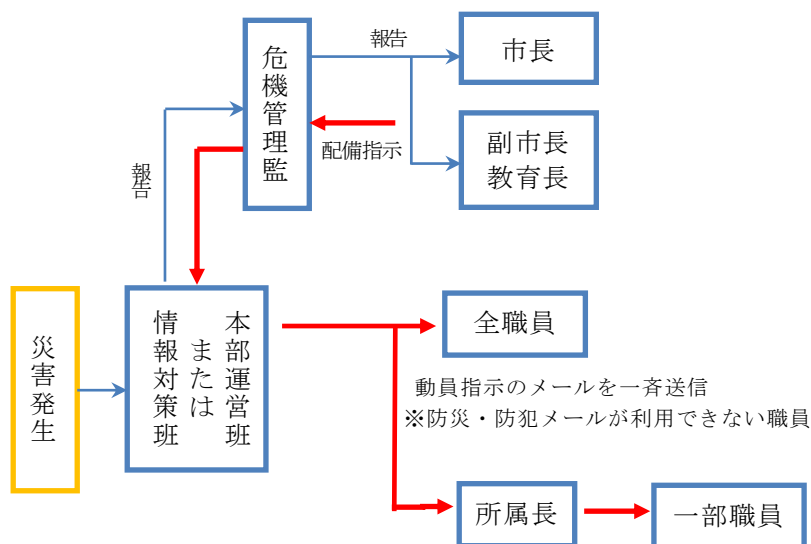
各配備体制に基づく配備職員の動員指令は、次の系統により行う。

(1) 勤務時間内における動員

防災・防犯メール、庁内情報システム、庁内放送、各課の内線電話又は口頭により、職員の配備伝達を行うものとする。

(2) 勤務時間外における動員

勤務時間外及び休日等における職員等の動員は、次の伝達経路により行うものとし、動員の伝達は、メール又は電話により行うものとする。



第4 職員の参集行動

(1) 勤務時間内

勤務時間内の対応については、次のとおりとする。

1) 対応の留意点

勤務時間内に災害等が発生したときは、次の事項に留意して活動する。

地震・風水害等対策編
第3章 災害応急対策計画
第1節 初動対応

①配備についてないときも、常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

②勤務場所を離れるときは、所属長へ連絡をとり、常に所在を明確にしておく。

③正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。

④不急の行事、会議、出張等は中止する。

2) 来客者等への対応（主に地震災害時）

来客者等がある勤務時間内に地震が発生したときは、来客者等の安全確保を第一に避難・救護を行う。

3) 施設の安全確認（主に地震災害時）

各庁舎長は、施設の安全確認を実施し、危険と思われる施設内には立ち入らないようにする。

(2) 勤務時間外及び休日等

勤務時間外及び休日等で自宅等にいるときに災害が起こった、又は参集指示があった場合は、参集基準に基づき速やかに勤務箇所に参集する。

1) 自主参集

勤務時間外及び休日等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに勤務箇所または直近の庁舎に参集する。

2) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外・休日等において大規模な災害が発生した場合に、本人や家族等が被災し参集できない場合は、所属長等へその旨を連絡する。また、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、直近の庁舎に集合し、所属長の指示に従い各庁舎に設置された班の業務をする。

3) 被災状況の収集・報告

参集途上において知り得た被害状況、災害情報は、参集後ただちに所属長に報告する。被害状況としては要救出・医療情報、家屋・建物の倒壊状況、火災情報、道路情報等とする。

なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するものではなく、迅速な参集を第一とした範囲での把握した情報を報告するものとする。

4) 施設の安全確認（主に地震災害時）

各庁舎に数人の職員が参集した時点で、施設の安全確認を実施する。危険と思われる施設内には立ち入らないようにする。

5) 参集報告

参集した職員は、各所属長に報告する。各所属長は、課内の参集状況を取りまとめ、各部長を通じて動員配備担当課へ報告する。

第5 準備体制及び警戒体制（災害対策本部が設置される前の体制）の確立

災害が発生し、または、発生するおそれがある場合においては、情報の収集、伝達及び関係機関等との連絡調整を行うとともに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、

災害の規模、被害の状況等に応じて、準備体制、又は警戒体制をとるものとする。

1 準備体制、又は警戒体制の判断

準備体制または警戒体制が必要か否かの判断は、消防防災課の収集する情報に基づき、危機管理監が行うものとする。なお、緊急を要し危機管理監と連絡が取れない場合は、消防防災課長が代行する。また、危機管理監または消防防災課長は、状況に応じて、災害対策の準備を速やかに行うことができるよう職員に対して自宅待機等の指示を行うものとする。

2 初期対応

準備体制、又は警戒体制において、消防防災課は道路管理主管課等と連携を図り、必要と認めるときは、所属職員に参集を指示し、被害状況の把握と応急対策を行うものとする。また、状況に応じて、消防団、消防署、警察署その他の関係機関等と連携し、危険箇所の確認に努めるものとする。なお、その他関係機関等についても、災害の状況に応じて、自主的に対応するものとする。

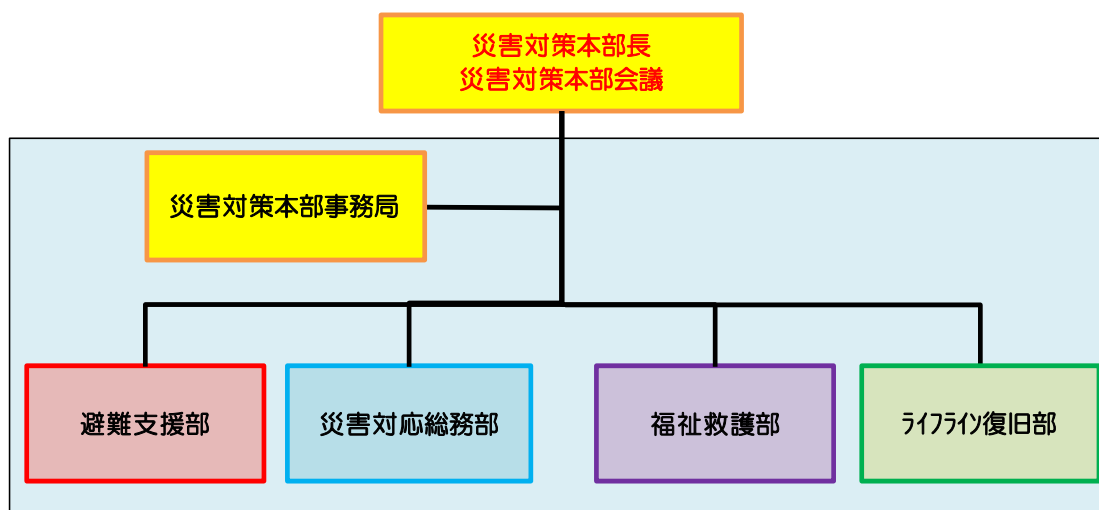
第2節 災害対策本部の設置・運営

第1 災害対策本部の組織及び分掌事務

1 災害対策本部体制（初動期）の組織は、次のとおりとする。

災害発生直後から次の初動体制により、人命救助を重点的にした体制を取る。そのため、効率的な災害対応を行えるよう、部を4つに限定して初動対応にあたるものとする。なお、災害活動を実施する庁舎は三和庁舎とするが、災害対策活動の様態に応じ、本部長の了承を得て、対策本部各部長の判断により他の庁舎を拠点として活動することができる。また、災害警戒本部を設置した場合の組織は災害対策本部の組織に準じたものとする。

【災害対策本部全体図】



2 災害対策本部体制（応急期）の組織は、次のとおりとする。

総務部	事務局	◎消防防災課、総務課、職員課、契約検査課
	総務管理班	◎総務課
	動員配備班	◎職員課、契約検査課、監査/選挙管理事務局
企画政策部	秘書広報班	◎秘書広聴課、シティプロモーション課
	企画調整班	◎企画課、プロジェクト推進課
	情報管理班	◎IT戦略課
財政部	財政班	◎財政課
	災害調査班	◎資産税課、収納課、市民税課
	施設管理班	◎財産活用課
市民部	情報伝達班	◎市民協働課、人権推進課

地震・風水害等対策編
第3章 災害応急対策計画
第2節 災害対策本部の設置・運営

	生活支援班	◎市民総合窓口課
	環境衛生班	◎環境課
	交通管理班	◎交通防犯課
福祉部	福祉救護班	◎福祉推進課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢介護課
	子ども福祉班	◎子ども福祉課、子育て包括支援課
健康推進部	医療救護班	◎健康づくり課、国保年金課、古河福祉の森診療所、尾崎国民健康保険診療所
産業部	商工労働班	◎商工観光課
	農政班	◎農政課、土地改良課、農業委員会事務局
都市建設部	土木復旧班	◎道路整備課、用地管理課
	営繕住宅班	◎営繕住宅課、建築指導課
	都市復旧班	◎都市計画課、区画整理課
上下水道部	下水道復旧班	◎下水道課
	水道復旧班	◎水道課
会計部	会計班	◎会計課
教育部	学校避難所班	◎教育総務課、学校教育施設課、指導課、各小中学校
	給食保健班	◎学校給食課
	施設避難所班	◎社会教育施設課、生涯学習課、スポーツ振興課
議会部	議会総務班	◎議会事務局

◎：主担当課

3 災害対策本部長の職務代理者

本部長（市長）不在時は、職務代理者として次の順位によるものとする。

なお、全ての職務代理者と三和庁舎間が連絡不能の場合は、三和庁舎長を職務代理者とする。

- | |
|---|
| 1. 防災主管副市長
2. 他の副市長
3. 教育長
4. 危機管理監
5. 企画政策部長 |
|---|

4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、古河市役所三和庁舎に設置する。なお、災害の状況により当該施設に設置することが困難な場合は、本部長が適当と認める市施設に設置するものとする。

地震・風水害等対策編
第3章 災害応急対策計画
第2節 災害対策本部の設置・運営

5 災害対策本部設置の周知及び通知

本部長は、災害対策本部を設置したときは、危機管理監に指示し、本部を設置した旨を職員に周知するとともに、県及び防災関係機関等に対して通知するものとする。

6 災害対策本部の分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、資料1-6「古河市災害対策本部事務分掌」のとおりとする。

第2 災害対策本部会議

1 災害対策本部会議の構成

災害対策本部会議の構成は、次のとおりとする。

[初動期]

会議員	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	危機管理監 企画政策部長 防災監 市民部長 財政部長 福祉部長 上下水道部長	
連携機関 (情報・連絡)	市議会（議会事務局長） 自衛隊 国土交通省関東地方整備局 消防及び消防団 警察 その他関係する機関部署	
事務局	危機管理監 企画政策部長 防災監 本部事務局職員	

[応急期]

会議員	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	危機管理監 企画政策部長 財政部長 市民部長 福祉部長 健康推進部 長 産業部長 都市建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 防災監	
連携機関 (情報・連絡)	市議会（議会事務局長） 自衛隊 国土交通省関東地方整備局 消防及び消防団 警察 その他関係する機関	
事務局	危機管理監 企画政策部長 防災監 本部事務局職員	

2 災害対策本部会議の開催

本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、災害対策本部会議を招集するものとする。

3 災害対策本部会議の協議事項

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

協議事項	主な内容
市災害警戒本部の配備体制に関する事。	○本部の配置体制の切り替え及び廃止に関する事。
災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関する事。	○災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関する事。 ○被災調査の方法及び基準に関する事。 ○救護物資等の支給の基準に関する事。 ○避難の情報に関する事。
県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関する事。	○自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。 ○国、県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に関する応援の要請に関する事。 ○災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
その他災害対策に関する重要事項	○その他災害対策に関する重要な事項

4 災害対策本部の廃止

本部長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を廃止する。なお、廃止した場合の職員への周知及び県、防災関係機関等への通知については、設置の場合に準ずる。

- 1) 災害に伴う危険が解消したと認めるとき。
- 2) 災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- 3) 上記のほか、災害対策本部を継続する必要がないと認めるとき。

資料 1-4 古河市災害対策本部条例

資料 1-5 古河市災害対策本部条例施行規則

資料 1-6 古河市災害対策本部事務分掌

第3節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

1 専用通信設備の運用

専用の無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。

また、自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり対策に支障が生じる場合は、次の様な代替手段を用いる。

(1) N T Tの非常・緊急通話の利用

災害時において加入電話が輻輳し、電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定による非常・緊急通話を利用する。

1) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を所轄のN T T支店又は営業所へ「災害時優先電話」として登録を行い、承認を受けておく。（事前対策）

2) 非常・緊急通話の利用

①一般の加入電話による通話が不能若しくは困難な場合は、「災害時優先電話機」相互間で通話を行うものとし、それでも困難な場合は、次による。

3) 非常・緊急通話受付

非常・緊急通話受付の番号を下表に示す。

【非常・緊急通話受付用指定電話番号】

機 関 等 名	電 話 番 号	機 関 等 名	電 話 番 号
県防災・危機管理課	029 (301) 2885	古河市（総和庁舎）	0280 (92) 3111
厚生総務課	029 (301) 3129	古河市（古河庁舎）	0280 (22) 5111
河 川 課	029 (301) 4490	古河市（三和庁舎）	0280 (76) 1511
西南広域消防本部 古河消防署	0280 (47) 0119	総和消防署	0280 (92) 3948
		古河消防署三和分署	0280 (76) 1901
県西県民センター	029 (624) 2230		

(2) 非常無線通信の実施

本部長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項の規定による非常無線通信を利用する。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否か判断のうえ行う。

1) 通信の内容

非常無線通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずる。

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持及び非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧ 遭難者救護に関するもの
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転及び鉄道輸送に関するもの
- ⑩ 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑫ 救助法第24条及び災対策法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医

療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

2) 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通報を行う場合には、許可業務以外の通報を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は、様々なので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

なお、市近辺における非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関は、下記のとおりである。

【非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関】

機 関 名	連絡担当課等	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省 下館河川事務所	調査課 電気通信係	筑西市二木成 1753	0296-25-2171

3) 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- ①あて先の住所・氏名（職名）及び電話番号
- ②本文は、できる限り簡潔に記載し、字数は 200 字以内（平文の場合はカタカナ換算）とする。
- ③本文中の濁点、半濁点は、字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- ④応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1,000 枚を送りたい。」のように）を記入する。
- ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

（3）他機関の通信設備の利用

本部長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。

また、本部長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。

1) 使用又は利用できる通信設備

・警察通信設備	・航空通信設備	・鉄道通信設備
・消防通信設備	・海上保安通信設備	・電力通信設備
・水防通信設備	・気象通信設備	・自衛隊通信設備

2) 事前協議の必要

- ①本部長は、災対法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらか

じめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。(事前対策)

② 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用については、この限りでない。

3) 警察通信設備の使用

警察通信設備を使用する場合は、「警察通信設備の使用手続き」に示す手順によって行う。

4) 放送機能の利用

本部長は、緊急を要する場合で他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を日本放送協会水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。

5) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は、使送により通信を確保する。

6) 自衛隊の通信支援

市は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「地震・風水害等対策編第3章 第3節 第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

3 アマチュア無線ボランティアの活用

市は、「アマチュア無線による災害時応援協定書」により、災害発生時、情報の収集伝達について、ボランティアとして必要な協力を要請することができる。

資料5-1 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関

資料5-2 日本放送協会水戸放送局及び(株)茨城放送に対する放送要請手続き

第2 災害情報の収集・伝達・報告

災害等の発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 災害情報の収集・伝達

(1) 気象情報の種類

水戸地方気象台が発表する主な注意報及び警報等の種類と発表基準は次のとおりである。関係機関は、この情報を適切に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達する。

なお注意報とは大雨、強風等により被害が予想される場合に行うものであり、警報とは重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行うもので、発表基準はこれらの被害の一応の目安として設けたものであるから社会環境の変化に応じて変更されることもある。

【気象注意情報及び警報等の種類と発表基準】

1) 注意報（古河市）

種 類	発 表 基 準
大 雨 注 意 報	大雨による被害が予想される場合。 具体的には、1時間雨量が30mm以上になると予想される場合。
洪 水 注 意 報	津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、1時間雨量が50mm以上になると予想される場合。
大 雪 注 意 報	大雪による被害が予想される場合。 具体的に12時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
雷 注 意 報	落雷により被害が予想される場合。
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には、水戸地方気象台における最少湿度が40%、実効湿度が60%以下になると予想される場合。
濃霧（視程）注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。 具体的には、視程が陸上で100m以下または海上で500m以下になると予想される場合。
霜 注 意 報	早霜・晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、早霜・晩霜期に最低気温が+3℃以下になると予想される場合。
低 温 注 意 報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には、最低気温が夏期に15℃以下の日が2日以上継続すると予想される場合、または冬期に-7℃以下になると予想される場合。
着 氷（雪）注意報	着氷（雪）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。

※降り始めからの総雨量も考慮する。

2) 警報（古河市）

種 類	発 表 基 準
大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、1時間雨量が50mm以上になると予想される場合。
洪 水 警 報	津波、高潮以外による洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、1時間雨量が50mm以上になると予想される場合。

大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的に 12 時間の降雪の深さが 10 cm 以上になると予想される場合。
---------	--

※降り始めからの総雨量も考慮する。

3) 特別警報

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予測される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※降り始めからの総雨量も考慮する。

(2) 地震情報の種類

市は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。

【地震情報の種類と内容】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生後 1 分半後に震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合には、その市町村名を発表

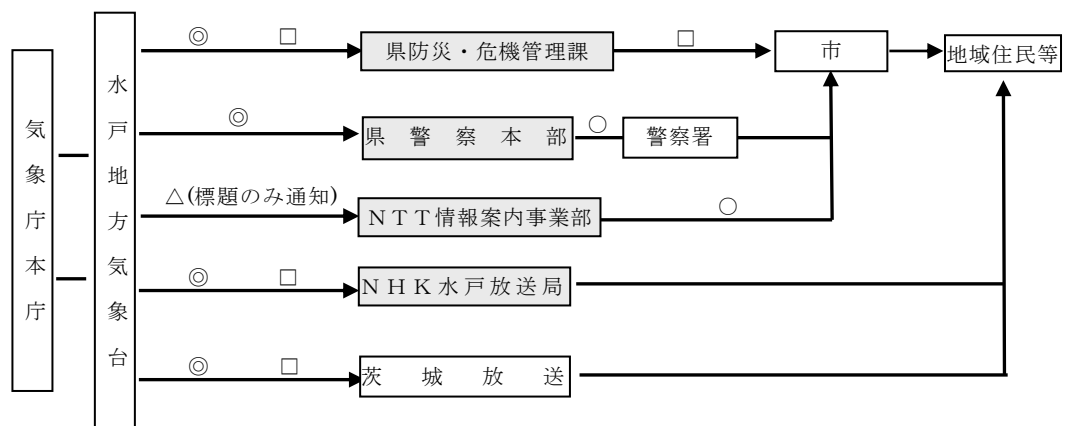
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

なお、気象庁は、震度3以上の地震が発生した場合、地震発生後約2分間で、震度速報（震度3以上を観測した地域名と震度）を発表している。

（3）気象情報の伝達

1) 伝達系統

気象情報は、下図のような経路で市に伝達される。



気象情報伝達系統図

- 凡例
- 法令（気象業務法）による伝達系統
 - 地域防災計画による伝達系統
 - ◎ 予警報一斉伝達装置
 - 防災行政無線（FAX及び防災電話）
 - 電話FAX
 - △ 電話

注1）通信途絶時の代替経路は、県防災行政無線又は災害復旧用無線電話（●印）にて通知

注2）網かけは法令により気象官署から警報事項を受領する機関

2) 気象情報受領後の措置

①市は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

②市は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努めるものとする。

■水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された気象情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

■放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行う。

■その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

■県における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災危機管理課が受領し、防災危機管理課長は、必要に応じ関係市町村に通知する。

■県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は、関係各警察署に通知する。

（4）注意報・警報の発表に関する留意点

注意報、警報の種類は、前記の通りであるが、これらは単独で発表される場合もあり、同時に2つ以上発表されることもある。このような場合、次のように取り扱う。

1) 注意報・警報の同時発表

2つ以上の注意報、警報が同時に発表される場合は、単独の場合より多い。例えば冬季は、強風注意報と異常乾燥注意報が同時に出され、台風時には、暴風雨警報、洪水警報が同時に発表されることが多い。これらの場合には、標題にこれらの注意報や警報の種類が併記され、以下本文までは共通になっている。

2) 注意報・警報の切り替えについて

1つ又は2つ以上の注意報や警報が発表された後において、1つ又は2つ以上の注意報や警報が発表された場合には、前に発表された注意報や警報は、後に発表された注意報や警報に切り替えられたことになる。

例えば、強風注意報・波浪注意報が発表された後において大雨注意報に切り替えられたことになる。もしこの場合、まだ波が高く、波浪注意報の必要があるときには、大雨注意報、波浪注意報として新しく発表することになる。全く同じようにして、警報から注意報への切り替えも行われる。例えば暴風警報、洪水警報が発表された後において強風注意報が発表された場合、前の暴風警報、洪水警報

は自動的に解除され、強風注意報に切り替えられたことになる。

3) 注意報、警報の解除について

一度発表された注意報、警報はその必要が無くなったときは、必ず解除が発表される。自然に消滅したり効力が失われたりすることはない。

なお、気象注意報、警報とは別に台風等異常気象についての情報を知らせるものに気象情報があり、注意報、警報の補足説明によく使われる。

4) 市町村ごとの発表について

平成22年5月より、注意報、警報は市町村ごとに発表されている。なお、テレビやラジオによる放送は、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、従来通り市町村をまとめた地域の名称（古河市は県西地域）を用いてお知らせする場合がある。

【気象情報】

1) 台風情報（台風第〇〇号に関する気象情報）

台風情報は、台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速 25m/s 以上の暴風域、風速 15m/s 以上の強風域、進路予報を内容としている。台風が日本に接近したときには、台風の位置情報は1時間ごと（毎正時）、進路予報は3時間ごと（3、6、9、12、15、18、21、24時）に発表される。

2) 大雨情報（大雨等に関する情報）

大雨情報は、現在観測している又は予想される大雨の分布その強弱、盛衰、移動などの状況について、具体的に記述、図示される。記録的短時間大雨情報

3) 記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に、数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨を観測若しくは解析した場合に、更なる警戒を喚起するため「いつ」、「どこで」、「どの程度」だけが示される。

4) 竜巻注意情報

雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨が速報される。

また、茨城地方気象台では、局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷により災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測した「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」が提供されている。

(5) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災対法第54条に基づき、直ちにその旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は、水戸地方気象台、県防災・危機管理課、その他の関係機関に通報しなければならない。

(6) 火災気象通報

水戸地方気象台は、火災による危険が高い気象条件のときは、火気気象通報を県防災・危機管理課に対して通知する。また、県はその内容を関係市町村に伝達することとなっている。市は、火災気象通報を受けた場合は、その旨を関係機関、市民に速やかに伝達する。

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

①通報の実施基準

実施官署	実 施 基 準
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合 ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

②通報の対象地域

茨城県全域を対象として実施されるが、地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報と同様の細分区域に基づいて発表される（「全域」「北部」「南部」他、「県北地域」「県央地域」「鹿行地域」「県南地域」「県西地域」）。

③通報文の構成

- ・ 標題
- ・ 発表官署名及び発表・解除 日 時 分
- ・ 本文は、主文及び水戸の発表直前正時の実況値（風向・風速・湿度）

④通報の基準

気象状況が実施基準となると予想された場合は直ちに通報し、また、基準値を下回る状況になった場合は解除を行う。

(7) 洪水予報

気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報 他）は、関東地方整備局が県河川課に通報し、県は、境工事事務所を通じて関係市町村に伝達する。

また、気象庁から水戸気象台に伝達された洪水警報は、N T T 東日本に伝達され、N T T の通信通信系統により関係市町村に伝達される。

(8) 震度情報ネットワーク

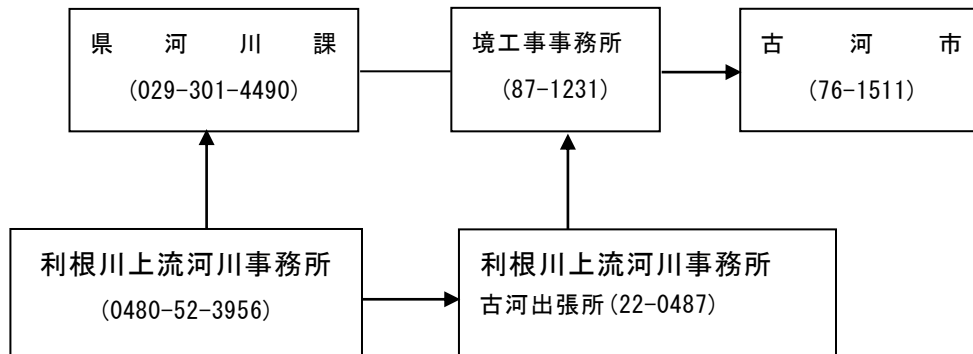
市をはじめ県内各地に設置された計測震度計の情報を県がオンラインで収集する震度情報ネットワークシステムを活用して、市及び周辺地域における震度分布状況を把握する。

2 水防情報の収集

(1) 水位情報の収集

1) 対象河川名 利根川、渡良瀬川及び思川

2) 収集系統

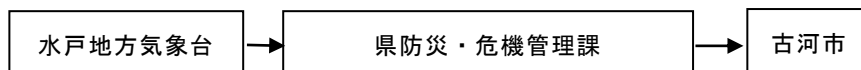


(2) 洪水予報及び水防警報の収集

1) 洪水予報の収集

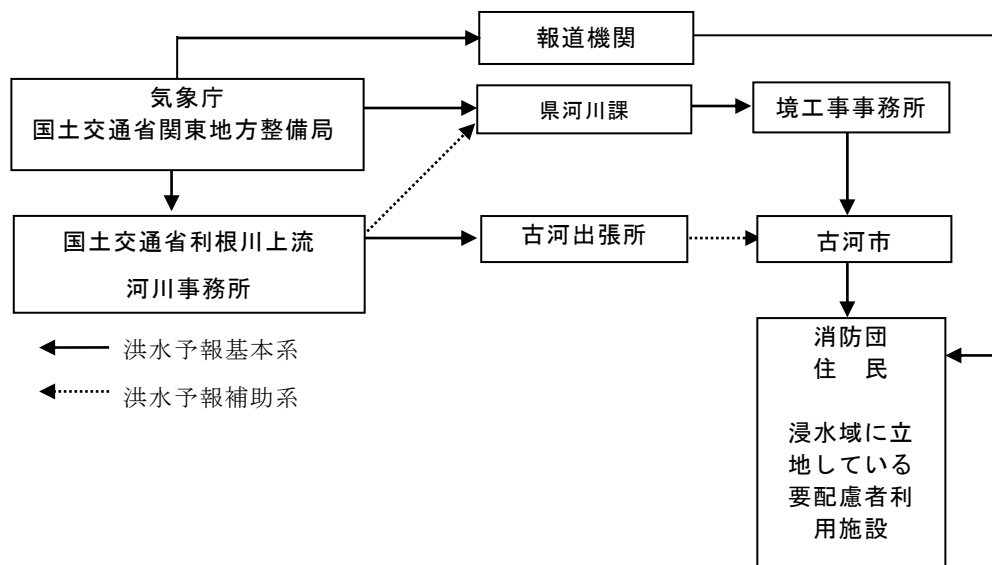
① 気象庁単独で行う洪水予報

気象庁単独で行う洪水予報(風雨注意報、大雨注意報、暴風雨警報、洪水注意報、洪水警報)は、次の系統で市に伝達される。

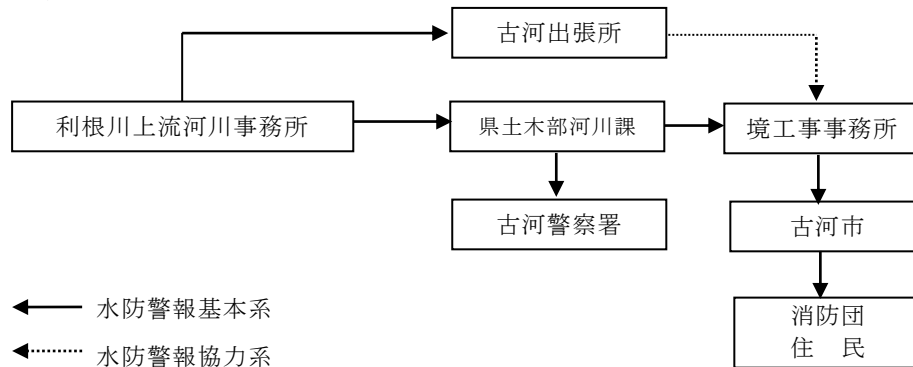


② 気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する洪水予報

気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同して行う洪水予報(利根川はん濫注意情報、利根川はん濫警戒情報)は、次の系統で市に伝達される。



2) 水防警報の収集



3) 洪水予報及び水防警報の伝達

災害対策本部長は、上記 1) 2) により洪水予報及び水防警報を収集した場合は、直ちに消防団及び茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部に伝達する。

3 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建築物損壊、火災、道路・鉄道被害、公共施設被害等に関する

- ①被害発生時刻
- ②被害地域（場所）
- ③被害様相（程度）
- ④被害の原因

2) 措置情報

- ①災害対策本部の設置状況
- ②主な応急措置（実施、実施予定）
- ③応急措置実施上の措置
- ④応援の必要性の有無
- ⑤災害救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として防災情報システムを利用して行う。

なお、利用できない場合は即報（資料「災害概況即報」参照）及び確定報（資料「被害状況等報告」参照）により報告する。

また、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- ①災害概況即報
- ②人的被害状況
- ③災害対策本部設置状況
- ④事務所状況報告
- ⑤避難所状況
- ⑥避難情報・警戒区域設定状況

⑦道路規制情報

⑧列車運行状況

⑨被害状況報告

(3) 被害状況等の報告

収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすために、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県及び広域との連携により適切な災害応急対策が実施されるようにする。

さらに、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図る。

(4) 報告の実施

1) 市は市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システムを利用して報告する。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報を報告する。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。

①市災害対策本部が設置されたとき。

②救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。

④災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

⑤地震が発生し、震度4以上を記録したとき。

2) 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。併せて「火災・災害等朗報要領」に基づく直接朗報基準該当事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り報告する。

3) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

4) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちにその状況を県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

5) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

(5) 報告の様式

被害状況及び措置状況は、茨城県防災情報システムを通じ、経過に応じて報告す

る。なお、システムが使用できない場合には「災害概況即報」「被害状況等報告（即報・確定報告）」の3種類とし、次の区分に従って知事（県災害対策本部長）へ報告を行う。

①災害概況即報

災害の具体的な状況及び個別の災害現場の状況を報告する場合、又は災害の当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合に報告するものとし、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

②被害状況等報告

・即報

被害の状況について人的被害、住家被害、非住家被害、り災、り災者数、災害対策本部の設置状況、避難の指示、消防団の出動状況等を取りまとめ報告する。

・確定報告

最終的な報告であって、被害の全貌が明らかとなり、その数値に大きな変動がない時点で取りまとめ、災害応急対策完了後10日以内に報告を行う。

死者及び負傷者の本籍、住所、氏名、性別、年齢、障害の程度を付記して書面による報告とする。

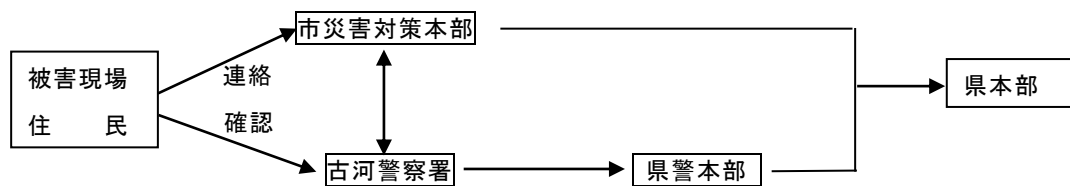
（6）被害の判定基準

被害の判定にあたっては、資料「被害の判定基準表」に示す被害区分別の判定基準表を参照し実施する。

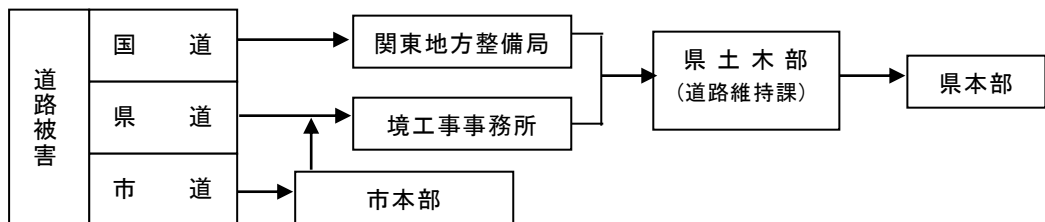
（7）被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

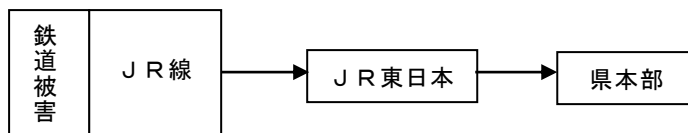
①情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



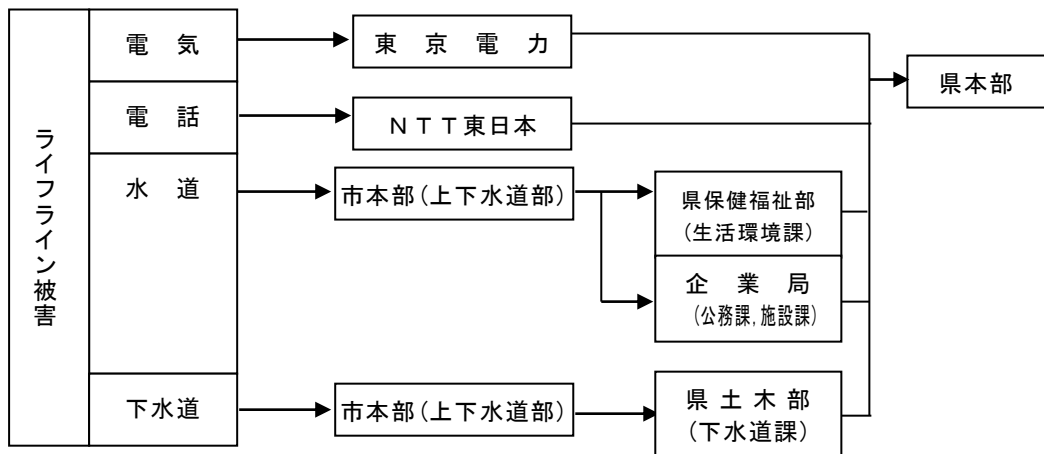
②情報収集・伝達系統2（道路被害）



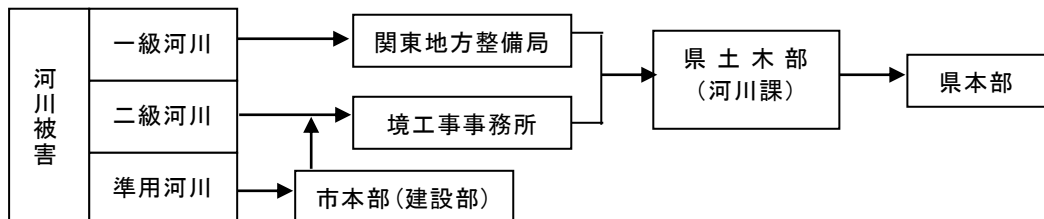
③情報収集・伝達系統3（鉄道被害）



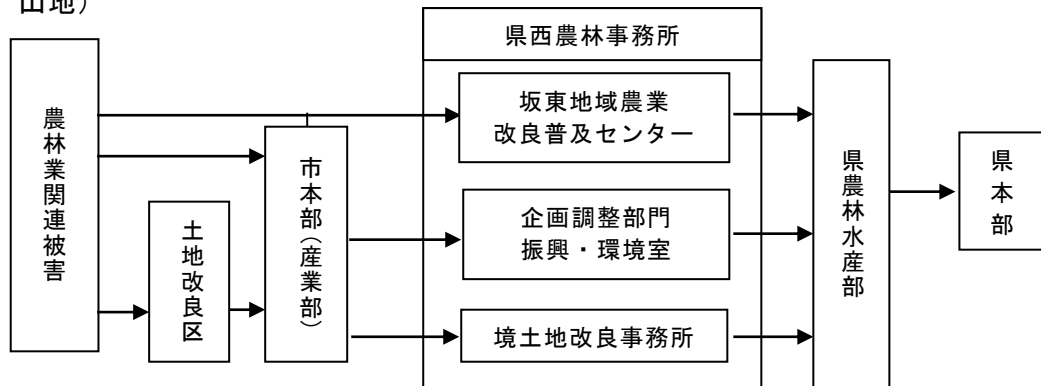
④情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）



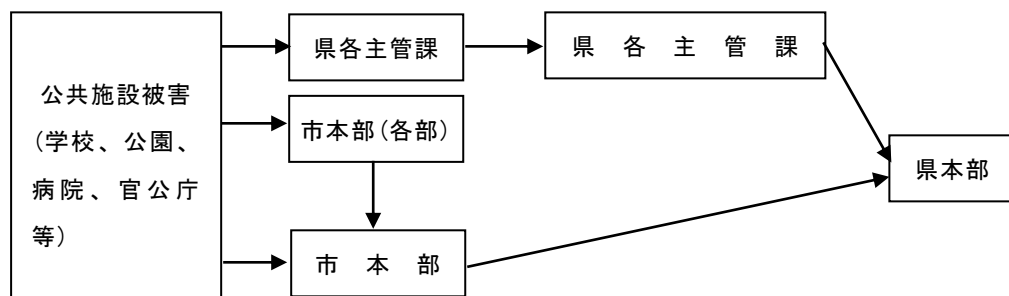
⑤情報収集・伝達系統5（河川被害）



⑥情報収集・伝達系統6（農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



⑦情報収集・伝達系統7（その他公共施設）



資料 13-1 被害の判定基準表

第3 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

市は、県や防災関係機関とともに報道機関各社に対し連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活動してもらえよう必要な情報の提供を行う。

1 広報活動

(1) 広報内容

1) 被災地住民に対する広報内容

市、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書等による。

- ①火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- ②避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ③流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥公的な避難所、救護所の開設状況
- ⑦電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧鉄道、バスの被害状況、運行状況

- ⑨救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬臨時休校等の情報
- ⑭ボランティア組織からの連絡
- ⑮全般的な被害状況
- ⑯防災関係機関が実施している対策の状況
- ⑰被災者生活支援制度等の情報

2) 被災地外の住民に対する広報内容

市、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。

また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ①避難指示の出されている地域、指示の内容
- ②流言、飛語の防止の呼びかけ
- ③治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥全般的な被害状況
- ⑦防災関係機関が実施している対策の状況

3) 市による広報活動の実施要領

市は、特に危険と認められる場合には、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行い、適切な避難誘導が実施できるようにする。その際、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起を図る。

(2) 広報手段

1) 市独自の手段による広報

市及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ①広報車による呼びかけ
- ②ハンドマイク等による呼びかけ
- ③ビラの配布
- ④パソコン通信、インターネット
- ⑤立看板、掲示板
- ⑥携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送
- ⑦防災無線
- ⑧携帯電話

2) 報道機関への依頼

市は、県に対して報道機関（日本放送協会水戸放送局、（株）茨城放送）を通じた広報に関する要請を行い、県があらかじめ定めた協定に基づいて、報道機関に対して広報を依頼する。

3) C A T V局への依頼

市は、被災者向け及び市民向けの広報について、古河ケーブルテレビに要請する。

4) 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

（3）広報計画

市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容、広報手段についてあらかじめ検討しておくものとする。

2 報道機関への対応

（1）報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は、可能な範囲で提供する。

（2）報道機関への発表

- 1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- 2) 発表は、原則として災害対策本部広報班長が実施する。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ広報班に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。
- 3) 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部広報班長と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。
- 4) 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各部のうち必要と認められる部及び関係機関に送付する。

第4節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

風水害により災害が発生し、人命及び財産の保護のため必要がある場合は、災対法第68条の2の規定に基づき、本部長は、知事に対し自衛隊への災害派遣の要請を依頼する。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の手続き

- 1) 本部長は、当該地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
知事は、前記の要求を受けたときは、その内容を検討し必要があると認められるときは、直ちに「自衛隊に対する災害派遣要請書」により陸上自衛隊については、原則として茨城隊区長である陸上自衛隊施設学校長に対して要請する。
- 2) 本部長は、前記1)の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

部 隊 等 の 長 (所 在 地)		連 絡 責 任 者		電 話 番 号
		課業時間内	課業時間外	
要請先	施設学校長 (勝田駐屯地) ひたちなか市勝倉 3433	警備課	駐屯地当直指令	029(274)3211 内線 時間中 234 時間外 302
通知先	第1施設団長 (古河駐屯地) 古河市上辺見 1195	第3科	施設団当直	0280(32)4141 内線 時間中 231 時間外 631

(2) 派遣要請の範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備によって異なるが、通常次に示すものとする。

【災害派遣の活動範囲】

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の検索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の救急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、また譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

（3）自衛隊との連絡

本部長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊第1施設団（第3科）に通報するほか必要な情報の交換をする。

2 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

3 自衛隊受入体制の確立

(1) 受入れ体制

市は、派遣部隊の受入に際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるようにしなければならない。

1) 災害派遣部隊到着前

- ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 派遣部隊及び県との連絡職員を指名する。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場等を準備する。

2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ、最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進ちょく状況等を災害派遣要請者（県生活環境部消防防災課）に報告する。

(2) ヘリコプターの受入れ

市は、「地震・風水害等対策編第2章第3節第1 緊急輸送への備え」に示す【臨時ヘリポート】のほか、必要に応じ、他の適切な箇所を資料 16-2 に示す基準によりヘリコプター発着場として選定する。

4 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。
- (2) 知事は、(1) の依頼を受けた場合、又は派遣の目的を達成したと認めるとき、若

しくは他の理由により派遣の必要がなくなったと認めるときは、部隊の長と協議の上、「自衛隊に対する部隊撤収要請書」により速やかに撤収要請を行う。

5 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建築物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議する。

資料 16-2 ヘリコプター発着場設置基準

第2 応援要請・受入体制の確保

市は、市内において災害等による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

また、災害時の相互応援を効果的に実施するため、市は、平常時から他市町村等と応援要請・受入れ体制の確保等についての情報交換を密接に行っておく。

1 応援要請の実施

(1) 他市町村への要請

本部長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。（資料「災害時等の相互応援に関する協定」参照）

なお、大規模災害時には、本市ですべての対策を行うことは困難であり、また隣接市町も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、隣接市町のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請する。

(2) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

本部長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所

⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

⑥その他必要な事項

2)職員派遣あつせん時に記載する事項

①派遣のあつせんを求める理由

②派遣のあつせんを求める職員の職種別人員

③派遣を必要とする期間

④その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3)国の機関に対する職員派遣の要請

本部長は、市域における災害応急対策及び災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

①派遣を要請する理由

②派遣を要請する職員の職種別人員

③派遣を必要とする期間

④その他職員の派遣について必要な事項

(4)民間団体等に対する要請

本部長は、市域における災害応急対策及び災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1)連絡体制の確保

本部長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び関係市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2)受入体制の確保（事前対策）

1)連絡窓口の明確化

本部長は、県及び関係市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

2)受入れ施設の整備

本部長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

(3)経費の負担

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として市の負担とする。

1)職員等の応援に要した交通費、諸手当及び食糧費

2)応援のために提供した資機材等物品の費用、輸送費等

3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

市は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

また、市は、隣接県の市町に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

■ 応援派遣要請を必要とする災害規模

- 1) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- 2) 災害が拡大し県内の他市町村又は県外に被害が及ぶおそれのある災害
- 3) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- 4) 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- 5) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(2) 応援受入体制の確保

1) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ① 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- ② 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- ③ 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（学校・体育館等）
- ④ 消防活動資機材の調達・提供

2) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として市の負担とする。

第3 他市町村被災時の応援

市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、これを行う。

1 連絡体制

(1) 密接な情報交換

災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時から他市町村と応援についての情報交換を図る。

(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備する。

2 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なために応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。

(1) 支援体制の確立

市は、他市町村において風水害等による大規模な災害が発生し、応援の要請を受けた場合、又は、自主応援を開始する場合、支援体制を確立し被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行う。

(2) 被害情報の収集

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに避難行動要支援者を受け入れるための社会福祉施設等の提供又はあっせんを行う。

3 後方支援活動

(1) 患者受け入れ先病院の確保

市は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、被災地方公共団体内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における広域搬送拠点を選定し、その結果を関係機関に通知する。

第5節 被害軽減対策

第1 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市は、関係機関の協力を得て、住民に避難情報の提供を行い、また、安全に誘導して未然に被害をくい止める。

1 避難情報発令の判断・伝達マニュアル

(1) マニュアルの策定

風水害や土砂災害による災害緊急時に、どのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令すべきか等の判断基準や住民への伝達方法などについて、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」により、古河市においても、マニュアルを策定する。

これにより、市は積極的な情報収集に努め、適切な高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の提供を行う。また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫したり、指示等に5段階の警戒レベルを明記して発令するなど、住民の積極的な避難行動の喚起を図る。

(2) 関係機関相互の連絡

避難の指示及び高齢者等避難の提供及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

資料 17-1 防災気象情報と警戒レベル

2 関係機関における避難指示、高齢者等避難等の提供

(1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集を行い、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の提供を行う。

- ・大河川の氾濫
- ・延焼火災
- ・危険物漏洩（劇毒物、爆発物）
- ・余震による建物倒壊
- ・地震水害（河川、ため池等）
- ・その他

(2) 避難の種類

災害時における避難の種類は、次のとおりとする。

1) 緊急避難

災害発生またはそのおそれにより危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるとき。

2) 発災時避難

災害発生後、火災等二次的災害により、地域住民を安全な場所へ避難させる必要があると認められるとき。

(3) 高齢者等避難、避難指示の発令

1) 本部長

本部長は、災対法第 60 条及び水防法第 21 条の規定により、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示及び高齢者等避難の提供を行う。

また、本部長は、必要に応じ、立ち退きの指示の前の段階で、住民に立ち退きの準備又は立ち退きに時間を要する者に対して立ち退きを適切に促す。

2) 警察官

警察官は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条の規定により、風水害等に伴う災害が発生し、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、本部長が指示できないと認めるとき、又は本部長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

3) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条の規定により、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいるときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

4) 知事又はその委任を受けた職員（水防法第 21 条・地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条）

①知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。

②知事又はその委任を受けた職員は、風水害等に伴う河川の増水等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

1) 本部長

本部長は、避難の勧告又は指示が必要な状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

2) 警察官

本部長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、警察官は、本部長の権限を代行する。この場合は、直ちに本部長

に対して通知する。

3) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、本部長、警察官が現場にいない場合に限り本部長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を本部長に通知する。

4) 消防職員又は水防職員

消防活動、水防活動を確保するために、消防及び水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置することができる。（消防法第28条、水防法第21条）

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示及び高齢者等避難の提供と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意して速やかに行う。

- 1) 避難経路は、災害対策本部長が特定の避難経路の指示を行ったときは、避難誘導者がその経路を指示し、特段の指示がなされないときは、できる限り危険な道路、橋、堤防、危険物取扱施設、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 2) 市は、危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- 3) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- 4) 市は、市民に対し、高齢者、乳幼児、小児、心身障害者、外国人等の要配慮者に関する安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣住民（自主防災組織）相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- 5) 避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば行政区、自治会等の単位で行うこと。

(2) 市民の避難の心得

1) 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、心身障害者等の避難を優先する。

2) 携行品の制限

避難にあたっては、非常持ち出し袋のみを携行する。

持ち出し品目（食料品（乾パン、飲料水等）、医薬品、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、携帯用ラジオ、懐中電灯、予備の乾電池等）

高齢者等避難・・・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まった状況で発せられる。

避難指示・・・災害が発生、又は発生するおそれがある場合に必要と認める地域の必要と認める居住者に対して発令する。

緊急安全確保・・・災害が発生、又は発生しようとしている場合において、立退き避難を行う事がかえって危険なおそれがある場合において、高所への退避等緊急に安全を確保させるため発令

めて重要である。

第2 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業（障害物の除去等）を行い、緊急輸送道路の効率的な確保を行う。

また、輸送車両、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の充実を図るとともに整備等を行い、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速、的確に実施する。

1 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行う。

(1) 総括的に優先されるもの

- 1) 人命の救助、安全の確保
- 2) 被害の拡大防止
- 3) 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

2) 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記1)の続行
- ② 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

3) 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに関係機関に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作

業を実施する。

緊急輸送道路は、防災関係機関が迅速かつ効果的に活動できるように、緊急輸送に必要な道路から順次確保する。

また、緊急車両の通行ルート確保のため、道路管理者は区域を指定し、車両の運転手等に移動命令を行える。運転者不在時には道路管理者が移動を行えるものとし、緊急輸送道路の迅速な確保に努める

■県の措置

【県（土木部、警察本部）】

県は、緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。啓開作業を実施する場合には、第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行う。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交換できる待避所を設ける。

■国の措置

【国土交通省宇都宮国道工事事務所、東日本高速道路株式会社】

国土交通省宇都宮国道工事事務所及び東日本高速道路株式会社は、所属する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、緊急輸送道路に指定されている道路を優先して、啓開作業を実施する。

3 輸送車両等の確保

市災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等により輸送を行うが、災害対策の実施にあたり必要とする車両等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者及び関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。

また、資機材、車両の種類及び数量について把握し、常時確保できる体制を整備する。

（1）車両の調達

車両調達は、各班からの車両調達請求に基づき実施するが、市保有車両では対応が困難な場合及び特殊な車両については市内各輸送業者等の協力を求め、借上げにより迅速な対応を図る。

災害の状況により必要と認めるときは、あらかじめ輸送業者等に車両の待機を依頼する。また、必要に応じて県に対して調達、あっせんを依頼する。

【車両調達の基本優先順位】

- ①各班（部課）の専用管理車
- ②市管理の庁用車
- ③各班（部課）の専用管理車の柔軟利用
- ④車両供給協定に基づく各輸送業者への依頼
- ⑤県又は他市町村への要請、調達あっせん依頼

⑥自衛隊への派遣要請

(2) 航空機（ヘリコプター）による輸送

地上の輸送が困難な場合又は孤立地区等への輸送で航空機（ヘリコプター）により輸送する必要がある場合は、離発着場を確保したうえ、県に対し「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、応援を要請する。応援要請は、県生活環境部消防防災課防災航空室あてに、電話等により必要事項を明らかにして行う。

さらにヘリコプターが必要となる場合は、県を通じて第三管区海上保安本部や自衛隊に派遣を依頼する。

(3) 緊急通行車両

災害時における応急対策に従事する者及び応急対策に必要な物資の道路輸送については、緊急通行車両により行う。

1) 通行禁止及び制限

緊急輸送を確保するため必要がある時は、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。この場合において、迂回路が必要なときは、明示し、一般交通に支障のないようにする。

2) 緊急通行車両の確認申請（緊急通行車両標章及び証明書の交付申請）

市は、調達した車両のうち必要なものについて緊急通行車両の確認申請を行う。

4. 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要性があるときには、運転者に対して車両の移動の命令を行い、運転者がいない場合においては、道路管理者は、自ら車両の移動を行えるものとする。

その際、民間事業者との協定により委託された業者が撤去等の対応にあたることができる。撤去にあたり、やむを得ない範囲での車両の損傷及び民地の一時使用等が発生した場合は災害対策基本法に基づき対処する。

上記内容が発生した場合には、運転者、車両管理者、土地所有者等へは別途通知を行う。

■県による緊急車両標章及び証明書の交付

- ①緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用人は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。
- ②前記により確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第3条に規程する標章及び証明書を交付する。
- ③交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい部位に表示する。なお、緊急通行車両の標章は資料 9-1 緊急通行車両標章に示す。
- ④県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し、災害時に速やかに標章等の交付を図る。

4 交通規制

(1) 交通規制の種類等

災害時における規制の種類及び根拠は、おおむね次による。

なお、これらの交通規制を迅速・的確に実施するために、市、警察、防災関係機関、道路管理者との連絡を平常時から密にし、災害時における協力体制を確立しておく。

1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において、道路施設の破損等により道路構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限する。

2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条・第5条・第6条）

災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会、警察署長・警察官は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

3) 災対法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、県公安委員会は、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 県警の交通規制措置

【災害応急対策期】

1) 被災地への流入車両の制限

災害発生直後において、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

2) 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

3) 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

4) 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

5) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ

等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く周知する。

【復旧・復興期】

1) 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

2) 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

3) 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図る。

（3）運転者（ドライバー）の取るべき措置

1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- ①できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- ②停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ④駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2) 対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は、次の措置をとること。

- ①速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- ②速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ③通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいなかったりして、措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を

破損することがあること。

資料 9-1 緊急通行車両標章

資料 9-2 災害対策基本法に基づく交通規制標識

第3 消火活動、救助・救急活動、水防活動

災害等による火災、浸水及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は、相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

1 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を本部長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないようにする。

2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

① 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

② 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

④ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

⑤ 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3) 応援派遣要請

消火活動のため、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

4) 応援隊の派遣

市は、他の市町村の被災にあつては消防相互応援協定及び知事の指示により、また、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣都県での被害に対しては、あらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による消火活動

1) 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

2) 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し、又は単独で地域での消火活動を行う。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動を行う。

2 救助・救急活動

発災後できるだけ短期間のうちに要救助者を救い出し、医療措置を行うことが人命救出のために必須である。どんなに救出が遅れても一般的に 72 時間が時間的な限界であるといわれている。

したがって、大規模な災害発生による多数の死傷者が発生した場合には、市災害対策本部は、消防、警察、自衛隊等の相互の連携を図りつつ、さらに地域住民や自主防災組織協力のもとに、迅速に救助・救急活動にあたるとともに、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

(1) 救出の対象者及び活動期間

市は、災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出して保護する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「地震・風水害等対策編第3章第6節第4 災害救助法による救助の実施」も参照のこと。

1) 救出の対象者

- ① 火災の際に火中に取り残されたような者
- ② 倒壊家屋の下敷きになったような者

- ③水とともに流されたり、又は孤立したりした地点に取り残されたような者
- ④地滑り、崖崩れ等により生き埋めになったような者
- ⑤その他救出を要する者

(2) 消防機関による救助・救急活動

1) 情報収集、伝達

①被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

消防長は、災害の状況を本部長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないようにする。

2) 救助・救急要請への対応

災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- ①救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- ②延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）を行う。

5) 後方医療機関への搬送

- ①応急救護所ではトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）を行い、治療の優先順位を決定し、治療・搬送を行う。
- ②消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- ③県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

6) 応援派遣要請

救助・救急活動のため、市は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

7) 応援隊の派遣

市は、他の市町村の被災にあつては、消防相互応援協定及び知事の指示により、また、緊急消防援助隊の一部として救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。

特に、近隣都県での被害に対しては、あらかじめ定めた救助・救急計画等により、直ちに出勤できる体制を確保する。

(3) 自主防災組織等による救助・救急活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する。

3 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、必要に応じて精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、職員等の惨事ストレス対策を実施する。

4 水害防止活動

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊による洪水の発生が予想されるので、本部長は、地震（震度4以上）が発生した場合は、地域防災計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、県、国土交通省、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

5 石油类等危険物施設の事故応急対策

(1) 事業所における応急処置の実施

石油类等危険物等事故により被害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急処置

市、消防機関は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合は、応援を要請する。

また、石油类等油脂類が河川等に漏洩した場合、市、消防機関は河川管理者等の協力要請により、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要に応じて、流出油の防除を実施する。

そして、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させる。

6 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

(1) 事業所における応急処置の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業者は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

一般高圧ガス、火薬類による事故災害が発生した場合、市、消防機関は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整える。

(3) 毒性ガス応急対策

市、消防機関は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

また、避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整える。

7 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

(1) 事業所における応急処置の実施

被害が発生した場合、毒劇物取扱施設の管理者は、各毒劇物取扱施設の災害マニュアルなどに基づき、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急処置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて市に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合は、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

市、消防機関は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報する。

有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

第4 応急医療

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

1 医療・助産の基本方針

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合の医療及び助産の実施は、知事が本部長の協力を得て行う。救助法が適用されない場合は、本部長が実施する。詳細は「地震・風水害等対策編第3章第6節第4 災害救助法による救助の実施」を参照すること。

(2) 医療及び助産の範囲

1) 医療

- ①診療
- ②薬剤及び治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療及び施術
- ④病院及び診療所への収容
- ⑤看護

2) 助産

- ①分娩の介助
- ②分娩前、分娩後の処置
- ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 実施期間

救助法が適用される場合、医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日である。(助産は、分娩した日から7日以内である。)

2 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、まず情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市職員、医療関係者等は、可能な手段を用いて直接情報収集を行う。

また、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。

(2) 医療救護班の編成、派遣

本部長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により市医師会へ出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(3) 医療救護所の設置

市は、学校、集会所等の避難所、病院、保健センター等に医療救護所を設置し、県(被災地保健所)は、市災害対策本部の要請により、協議して、医療救護所を設置する。

また、県は、必要に応じて心の救護所を保健所に設置する。

■他機関の措置

【国、各医療関係団体】

国立病院機構病院、国立大学法人病院及び県医師会等医療関係団体は、原則として県の要請により医療救護班を編成・派遣して医療救護活動を行う。

【日赤茨城県支部】

日赤茨城県支部は、救助法適用時には「災害救助法第32条の規定に基づく救助の実施に係る委託契約」に基づき、県の要請により医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。

3 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

本市の災害医療拠点病院等において、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）を効果的に実施する。

(2) 医療救護班による医療活動

1) 医療救護班の輸送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

2) 医療救護班の業務

医療救護班の業務は、以下に示すとおりである。

- ①被災者のスクリーニング（症状判別）
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④死亡の確認
- ⑤死体の検案
- ⑥その他状況に応じた処置

3) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集を行い、医療活動を行う。

(3) 医薬品等の確保

医療用医薬品及び救護医薬品、茨城県薬剤師会古河支部又は古河薬業会の在庫品より必要に応じて調達するものとし、不足する場合は、茨城県医薬品卸業組合と県との協定に基づき、本部長は、同組合に対し医薬品の提供を要請し調達する。

また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給する。さらに、必要に応じて中央血液センター（関東ブロック基幹センター）に要請し、迅速かつ円滑に供給する。

なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合は、県は、速やかにヘリコプターによる搬送を講ずる。

4 後方支援活動

(1) 患者受入れ先病院の確保

1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、茨城県救急医療情報コントロールセンター等における県全域の救急医療施設の応需情報により、重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

2) メディカルコントロール体制の確保

発災直後の救急搬送に於いて、現場からいつでも医師の指示、指導、助言を受けるメディカルコントロール体制の確保を図る。

3) 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、又は治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき後方医療施設（精神病院を含む。）を確保する。

(2) 搬送体制の確保

1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報コントロールセンターや県保健福祉部現地対策本部等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、市又は県が輸送車両の確保を図る。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

② 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

(3) 人工透析の供給

1) 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム（挫滅症候群：筋肉組織が強くつぶされた後、短期間（多くは2週間以内）のうちに発症する急性腎不全等）による急性の患者に対して提供することが必要であることから、市は、被災地域内における人工

透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保を図る。

2) 人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等

市は，県，保健所，医療機関，訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに，必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。

3) 周産期医療

保健所及び保健師は，被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて，消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

(4) 医療ボランティア活動

1) 受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は、医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

2) 受入れ窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

① ボランティアの募集、登録、協力依頼及び派遣

② 県保健福祉部現地対策本部との連絡調整

③ その他

3) 活動内容

① 医師・看護婦

- ・ 医療救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。
- ・ 被災地の医療機関において医療活動を行う。
- ・ 後方医療施設において医療活動を行う。

② 薬剤師

- ・ 医療救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。
- ・ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
- ・ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
- ・ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。

③ 保健師

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。

④ 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

⑤ その他

資料 10-5 茨城県災害用医薬品等確保対策要綱

資料 10-6 災害用医薬品等備蓄場所

資料 10-7 災害用医薬品等備蓄品目一覧

第5 危険物等災害防止対策

災害等による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は、相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

1 災害発生時の初動

(1) 被害状況の緊急点検

災害等による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減するために極めて重要なポイントである。したがって、危険物等取扱事業所は、災害が発生した場合は、被害状況を緊急に点検する。

(2) 連絡体制の確保

災害により危険物等施設が損傷した場合、危険物等の流出等二次災害の発生するおそれがあるため、これらの事故に対する対策に万全を期するため、危険物等取扱事業所は、直ちに他事業所や防災関係機関との情報連絡体制を確保する。

2 危険物等流出対策

災害等により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、市、県及び危険物等取扱事業所は、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止を図る。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害により危険物等流出事故が発生した場合は、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

(3) 市の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

報告を受けた県は、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

(4) 地域住民に対する広報

災害により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

3 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

災害等による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

4 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

5 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

被害が発生した場合、毒劇物取扱施設の管理者は、各毒劇物取扱施設の災害マニュアルなどに基づき、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物又は劇物の流出をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて市に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、警察署、消防機関と協力のうえで住民への広報活動及び避難誘導を行う。

資料 8-3 毒性ガス施設事故通報・記録用紙

資料 8-4 毒性ガス漏洩事故発生時の連絡通報系統図

資料 8-5 毒性ガス漏洩事故発生時の避難勧告文例（塩素ガス漏洩の場合）

第6 水防活動

洪水等による被害を最小限にするため、気象・河川に関する情報を収集し、的確な警戒活動、防ぎよ活動を実施する必要がある。

水防活動の内容については、別に定める「古河市水防計画」によるものとする。

第6節 災害救助法の適用

市町村単位の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。したがって、市は、同法の適用に向けて速やかに手続きを実施し、住民に対する救助活動の実施を図る。また、市は、円滑かつ十分な救助活動を実施するため、災害救助基金等の積立を行う。

第1 被害状況の把握及び認定

市は、救助法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、あらかじめ整備しておいた被害情報の収集及び伝達体制により、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う。救助法の適用にあたっての被害状況の把握及び認定は、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1／2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1／3世帯とみなして算定する。

2 住家の滅失等の算定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水

(1) 及び (2) に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建築物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用基準

古河市における救助法の適用基準は、次の（１）（２）（３）（４）のいずれかに該当する場合である。

- （１）災害による滅失住家が 100 世帯以上の場合
（救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）
- （２）県内の滅失世帯が 2,000 世帯以上で、市内の滅失世帯が 50 世帯以上の場合
（救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- （３）県内の滅失世帯数が 9,000 世帯以上の場合
（救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）
- （４）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、
内閣府令で定める基準に該当すること。
（救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

第3 災害救助法の適用手続き

本部長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、知事に対して報告する。

知事は、本部長の報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部署に指示するとともに、国へ報告し、救助法を適用したときは、速やかに公告する。

第4 災害救助法による救助の実施

県及び市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

1 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている（法定受託事務）。

ただし、救助活動を迅速に実施するため、次の（１）～（10）に掲げる救助の実施に関する職権は、本部長に委任されている。

なお、本部長は、委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

- （１）収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与
- （２）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （３）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （４）医療及び助産
- （５）災害にかかった者の救出
- （６）災害にかかった住宅の応急修理
- （７）学用品の給与
- （８）埋火葬

(9) 死体の捜索及び処理

(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料 12-2「茨城県災害救助法施行細則」及び資料 12-3「災害救助基準」のとおりである。

第5 小災害救助

県は、災害の規模が小さく、災害救助法の適用に至らない程度の被害であっても、一定基準以上の被害が生じている場合、その救助の実施に要する経費の充当のため、茨城県り災救助基金を財源とする補助金を交付することとなっており、市は、この補助金の交付条件を満たしている場合は、速やかに県に対して交付を申請する。

1 救助の内容

(1) 被服、寝具等の生活必需品の給付

茨城県災害救助法施行細則 別表第1第3項第3号ウ及びイ表に定める額

(2) 災害による死亡者の埋葬

茨城県災害救助法施行細則 別表第1第9項第3号に定める額

2 小災害救助補助金の交付申請

救助が完了した日から1か月以内に、小災害救助補助金交付申請書を県西県民センター長を経由して知事に提出する。

資料 12-1 災害救助法適用要請書

資料 12-2 茨城県災害救助法施行細則

資料 12-3 災害救助基準

資料 12-4 災害救助法適用に際し整備すべき書類一覧

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していく。また、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害・複合災害を防止していく。その後、引き続き災害救助法の適用根拠となる被害判定調査を行う。

なお、災害救助法が適用された場合については、「地震・風水害等対策編第3章第6節第4 災害救助法による救助の実施」を参照のこと。

1 応急危険度判定

（1）判定士派遣要請・派遣

1) 判定士派遣要請

市は、余震等による2次災害を防止するため判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

2) 判定士の派遣

県は要請に基づき、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行う。

（2）応急危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

①判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

②判定実施時期及び作業日数は、原則として2週間程度で、一人の判定士は、3日間を限度に判定作業を行う。

③被災宅地危険度判定結果の責任については、市が負う。

2) 被災宅地危険度判定活動

①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

②県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3) 判定作業概要

①判定作業は、市の指示に従い実施する。

②被災宅地危険度判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

③判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

④判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

⑤判定は、原則として「目視」により行う。

⑥判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2 住家等被害判定調査

住家被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、被災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるものであるため、迅速かつ正確に調査、判定する必要がある。

(1) 現地調査の実施

1) 第1次調査

被災地域全域を対象として調査・判定する。

2) 第2次調査

第1次調査結果に不服にあった住家等及び第1次調査が物理的にできなかった住家等について、再調査の申し出に基づき再調査を実施する。

(2) 現地調査の体制

次の体制により調査を実施する。

1) 編成

① 2人1組の班を構成する。

② 要員が不足するときは、他部からの応援又は他の市町村へ応援職員を要請する。

③ 建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等のボランティアを募集するほか、各士会及び学会等に対して応援を要請する。(建築士にあつては、建築物応急危険度判定調査に引き続いて実施することを要請する。)

2) 調査期間

① 第1次調査

災害発生後30日以内に完了する。

② 第2次調査

被災証明書の発行と併せて再調査の受付を行い、受付開始後2週間以内に完了する。

(3) 調査方法

1) 資料「建築物の被害調査表」により、棟単位で調査を行う。

2) 第1次調査の段階から調査を行う旨(地区、日程)をあらかじめ市民に広報し、可能な限り立入調査を実施することにより、判定に正確を期す。

3) 第2次調査時は、必ず居住者又は所有者等立会の上で立入調査を実施する。

3 住宅の応急修理

災害によって住家が半焼又は半壊し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、しかも自らの資力で住宅の応急修理を実施できない者を対象として、市は、住宅の応急修理を実施する。

(1) 修理時期

応急修理は、災害発生時から1か月以内に完成する。

(2) 修理対象者

市は、災害により住宅が半壊、半焼若しくは一部損壊し(準半壊)又は大規模半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理ができない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠の部分について応急的に修理する。

4 応急仮設住宅

災害のために住家が滅失した被災者のうち自らの資力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅や公的住宅及び民間賃貸住宅の空き家を提供し、保護していく。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティーの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

(1) 賃貸型応急仮設住宅

市は、必要に応じて、必要な住宅の借り上げを行う。

(2) 建設型応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合は、知事が行うものとし、同法の適用に至らなかった場合は、本部長が実施する。なお、下記の各項の大半は、救助法適用の場合の規定であるが救助法適用に至らない場合もこれに準ずる。

1) 期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から 2 年以内とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

2) 設置戸数

市は、県に対して仮設住宅の建設を要請し、原則として全焼、全壊又は流失戸数の 3 割以内で知事が設置戸数を決定する。

3) 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

4) 設置場所

仮設住宅の設置場所は、国、県、市公有地とするが、私有地の場合は、所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

5) 規模

建築物の形式は、軽量鉄骨組立方式で、1 戸当たりの規模は 23.1 m²（7 坪）あるいは 29.7 m²（9 坪）を基準とし、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設する。

6) 応急仮設住宅の借り上げ等

市は、必要に応じて、必要な住宅の借り上げを行う。

7) 入居者の選定等

市は、県に協力して被災者の状況を調査し、これを踏まえて、県が次の基準に基づき入居者を決定する。救助法に至らない場合もこれに準ずる。また、民生委員等の意見を参考にするとともに、要配慮者の優先入居を行う。

① 住家が全焼、全壊、又は流失した者で居住する住家がない者であること。ただし、半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示（緊急）の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）

② 自らの資力をもってしては住家を確保することのできない者であること

8) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ、県は、市に委任することができる。救助法適用に至らない場合は、市が管理する。

9) 応急仮設住宅の管理運営

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を行うとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

(3) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定の締結

市は古河市建築組合及び古河市総和建築組合と災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しており、必要と認めるとき（災害救助法が適用されず、市が独自で建設を行う場合）は、応急仮設住宅の建設について要請する。

第2 土木施設の応急復旧

災害発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、港湾、河川その他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、並びに災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。被害状況を速やかに把握し、別に定める情報伝達経路により、市その他関係機関に連絡する。市は通報に基づき、それ以後必要な情報収集体制を確立し、覚書等の連絡体制に基づき情報交換を行うほか、必要に応じ、消防、警察機関その他の防災関係機関に連絡する。

1 応急措置

(1) 市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトローカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集を行う。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保を図る。

(2) 堤防の破壊等については、クラック等の雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うなどの措置をとる。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を図る。

2 応急復旧対策

(1) 市は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通路を確保する。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

(2) 堤防の破壊等については、速やかに復旧計画を立てて復旧する。

(3) 農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、用水の確保と排水の確保を行い、応急復旧を行う。

第3 上下水道施設の応急復旧

上下水道等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに応急体制を整備し、迅速かつ円滑な対応を図る。

1 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、市町村から協力要請があった場合は、他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制を確保する。

2) 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行う。

【応急復旧の行動指針】

- 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

①配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

②水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて仮設配管によって導水路へ連絡する。

③水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処

理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう市民に周知する。

3) 応急復旧資機材の確保

① 応急給水用資機材の整備

市は、計画的に給水車、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材を整備する。

② 応急復旧用資機材の備蓄

市は、次により計画的に応急復旧用資機材を備蓄するとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

ア 削岩機、掘削機、配水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の整備

イ 配水管、ジョイント等の応急復旧用資機材の備蓄

ウ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

エ 作業員の安全装備等の常備

オ 資材置場、残土置場、産廃置場の確保

③ 応急給水用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

4) 市民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について市民への広報を実施する。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

1) 緊急汲取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し応急的に部分汲取りを実施する。

2) 仮設トイレの設置

市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、市から協力要請があった場合は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、関係機関に対する協力要請など、広域的な作業体制を確保する。

2) 応急復旧作業の実施

市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の清掃、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復を図る。

② ポンプ場、終末処理場

停電のためポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な

被害に対しても速やかな対応ができるようにする。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復を図る。

(3) 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について住民への広報を実施する。

資料 11-1 日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱

第4 清掃・防疫・障害物の除去

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び伝染病等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていく。

1 廃棄物処理

古河市災害廃棄物処理計画（令和2年3月策定）に基づき以下の対応を行う。

(1) 災害廃棄物処理

1) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）を把握する。また一部事務組合等の廃棄物処理施設の管理者へ連絡し、廃棄物処理施設の被災状況を確認する。廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施又は依頼する。

2) 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理

災害発生時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況を速やかに把握し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。また災害廃棄物の処理の進捗管理を行う。

3) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して他市町村や県、民間事業者等へ支援を要請する。本市の環境課では支援を受け入れるための体制（受援体制）を構築する。

4) 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物を仮置きし、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう分別や破碎等を行う。

5) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、市民や事業者へ広報を行う。また支援を受け入れたり、処理を依頼するため、処理先との交渉を行う。

(2) し尿処理

1) し尿処理排出量の推定

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

2) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等を確保し、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

3) 処理対策

① 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握を行う。

② 住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

③ 処理の実施

市は、必要に応じて避難所、又は地区ごとに仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

2 防疫

災害による衛生環境の悪化や、被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていく。

(1) 防疫体制の確立

市は、災害時における応急防疫に関する計画及び実施を行うが、必要に応じ県（保健所）及び関係機関、隣接市町の協力を得る。

1) 組織体制の整備

市は、感染症などの蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的として防疫体制を整備するとともに、県が市町村の防疫担当者を対象者として行う研修も活用して、必要な教育訓練を行う。

(2) 応急防疫活動の実施

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく防疫措置を行うが、独自に実施できない場合は、県に対し応援の要請を行う。

1) 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害発生後、県、警察及び消防等とも連絡をとり、被害状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見を図るとともに、発見した場合又は疑いのある場合などは、市又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況を把握する。

2) 防疫計画及び対策

市は、情報収集結果をもとに、県とも協議して、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。防疫業務の実施方法は、次のとおりである。

① 清掃方法

感染症患者及び保菌者発生家屋内外、便所、給食施設の清掃

② 消毒方法

薬品による消毒の実施

③ そ族昆虫等駆除方法

汚染地域のそ族昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去

④ 臨時の予防接種

伝染病予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。

⑤ 検病調査

患者及び保菌者を早期発見するため、迅速かつ計画的に検病調査（健康診断及び検便）を行う。県の指示によるもの以外にも、必要な防疫措置を実施する。

3) 薬剤・器具機材・人員等の確保

市は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ、薬業団体、近隣市町、県などの協力を求める。

① 機材

市が保有している消毒用噴霧機等の整備点検を行うとともに、他の関係機関から借用する。

② 薬剤

市で備蓄保管している薬剤を確認し、不足分については県にあつせんを要請するとともに業者より購入する。

4) 患者等の措置

被災地において、感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

5) 予防教育及び広報活動の実施

市は、応急的な避難所などで避難生活が夏期に遭遇したり長期化する場合などでは、避難所における衛生確保を図るとともに、平常時から、生活者に対し災害

時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。

また、パンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

6) 給食施設の衛生指導

被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導を行う。

(3) 記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を古河保健所長に報告する。

保健所長は、災害防疫に関し市からの報告をとりまとめて記録を整備するとともに、早急、また必要に応じ逐次、次の事項を県衛生部長に報告する。

なお、県は、保健所から報告をとりまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに厚生労働省に報告する。

1) 被害状況

2) 防疫活動状況

3) 防疫活動に必要な物品及び経費

4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等

(4) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫実施要綱」により行う。

3 障害物の除去

風水害等による障害物は、応急対策活動に支障となるばかりでなく、住民生活の復旧ペースに影響することが予想される。このため、処理施設の被害や交通状況等を十分考慮した上で、同時大量の解体・災害廃棄物処理・石綿の飛散防止対策等の活動を迅速に行い、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進する。なお、災害救助法が適用された場合については、「地震・風水害等対策編第3章第6節第4 災害救助法による救助の実施」を参照のこと。

(1) 障害物除去の実施者

1) 道路

道路法に規定する道路管理者が行う。

2) 日常生活に欠くことのできない場所

災害救助法を適用した場合は、知事が行うが同法が適用されない場合は、市が行う。

(2) 作業体制の確保

迅速に障害物の除去、解体及び災害廃棄物処理を行うための機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間事業者の協力のもとに、平常作業員及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

さらに本部長は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事を通じ派遣を求め、その協力のもとに実施する。

(3) 障害物除去基準

障害物除去の基準は、以下のとおりとする。

1) 対象

- ①日常生活に欠くことのできない場所（居宅、炊事場、便所等）でしかも自分の資力をもって障害物の除去ができない者
- ②住家が半壊、又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となった者を含む。）を受けた者
- ③障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合

2) 期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内で本部長が指定した日数とする。

(4) 障害物除去の実施

市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路及び河川について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業にあたっては、県、近隣市町、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

1) 建築関係障害物の除去

市は、災害によって破損あるいは倒壊した建築物、又は建築物周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は、除去を実施する。

市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2) 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

3) 石綿の飛散防止

市は、作業実施時に石綿の飛散防止のため、必要に応じ、事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(5) 障害物処理

除去、解体した障害物は、最終的な処分方法を決定するまで、定められた場所に仮置きし、有害物や再資源化可能なもの等に分別する。

1) 最終処分場の確保

県は、がれき等の災害廃棄物の処理・処分を円滑に行うため、近隣市町や民間の廃棄物処理業者の協力を得て、処理施設や最終処分場の確保を図る。

第5 行方不明者等の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ、死体の埋火葬を実施する。なお、災害救助法が適用された場合については、「地震・風水害等対策編第3章第6節第4 災害救助法による救助の実施」を参照のこと。

1 行方不明者等の捜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を消防職員、消防団員等と協力して捜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、県、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。応援要請の手続きは、「地震・風水害等対策編第3章第3節 応援・派遣」を参照のこと。

2 遺体の処理

災害後の混乱により、遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市が実施する。ただし、救助法を適用したときは、県及び市が行う。

基本的には県を通じて行うが、市及び県だけでは対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合は、市は、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋火葬に備える。

(2) 検案

検案とは、医師法（昭和23年法律第201号）上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をすることである。

遺体が多数の場合等で市のみで十分な対応が困難な場合は、医師会等の協力を得て実施する。また、県、日赤県支部、関東信越地方医務局等は、検案活動に協力する。

(3) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

1) 遺体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建築物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町に対し、設置、運営の協力を求める。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合は、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

3 遺体の埋火葬

災害時の混乱の際、死亡した者について、その遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者に遺族がいない場合は、市が遺体の埋火葬を行う。

ただし、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

市の埋火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

4 災害救助法適用に際し整備すべき書類

- ① 助実施記録日計表
- ② 捜索用機械、器具、燃料受払簿
- ③ 死体の捜索状況記録簿
- ④ 捜索費用支払及び物品関係等証拠書類

第6 文化財の保護

災害による文化財に対する被害を最小限とするため、所有者及び管理者は、十分な配慮を行う。

1 被害の拡大防止

所有者、管理者は、大きな災害に見舞われた場合は、直ちに火災防止措置を講じ、文化財が万が一火災した場合、初期消火を行う。

また、見学者等の安全に配慮し、二次災害・複合災害の防止のため避難誘導を行う。

2 被害調査、報告

所有者及び管理者は、災害による被害が発生した場合、速やかにその状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。

資料 15-1 指定文化財一覧

第4章 地震・風水害復旧・復興対策計画

第1節 被災施設の復旧

地震・風水害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

第1 地震・風水害復旧事業計画の作成

市は、所管する公共施設について、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

1 地震・風水害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止するよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 地震・風水害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮を図る。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産業施設復旧事業計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 上下水道災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11) その他の計画

第2 地震・風水害復旧事業計画に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるようにする。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律97号）その他に規定

する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令（昭和 26 年政令第 107 号）、同施行規則（平成 12 年運輸省・建設省令第 14 号）、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。（資料編「公共土木施設災害復旧取扱い手続き」）

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- （1）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- （2）公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- （3）公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- （4）土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- （5）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- （6）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- （7）予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- （8）都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の 2 分の 1 を国庫補助する。
- （9）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
- （10）県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

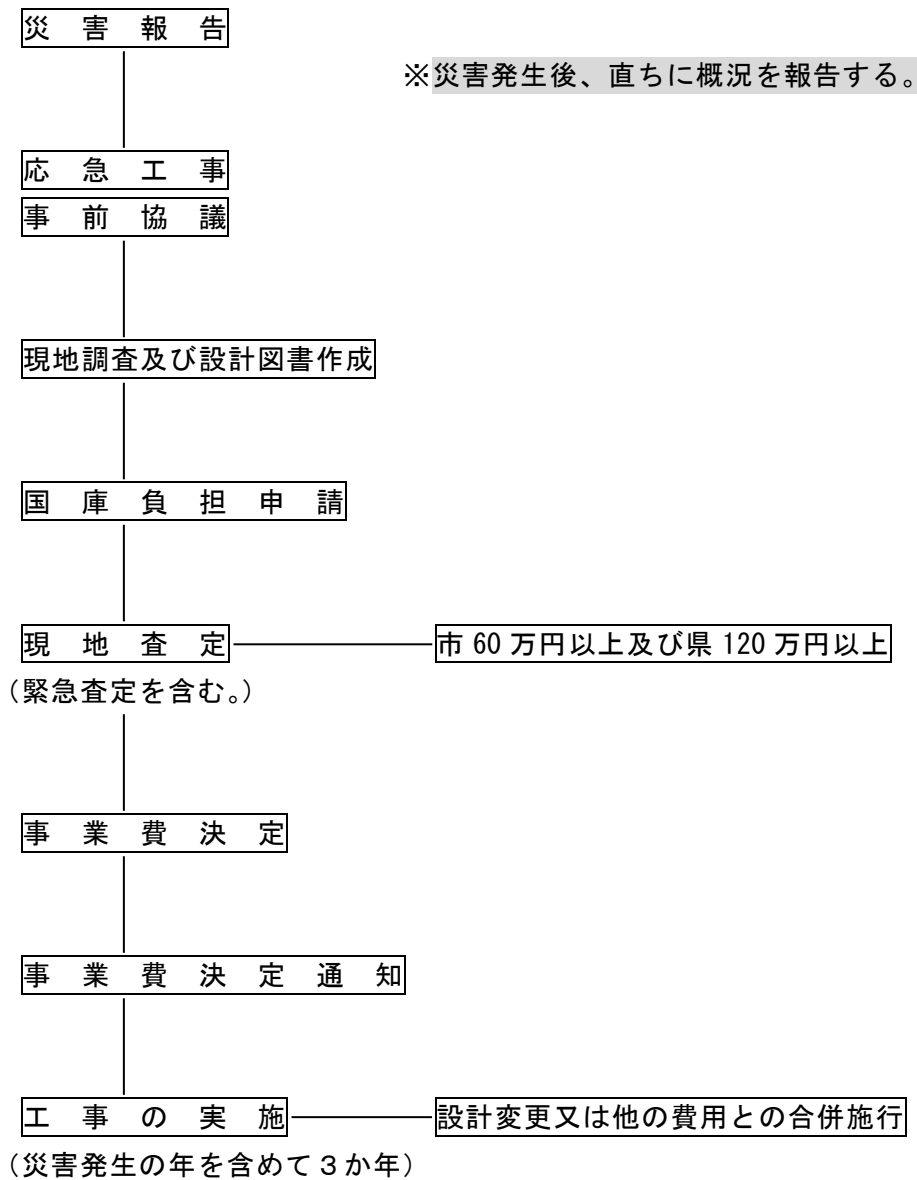
- （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - 1) 公共土木施設災害復旧事業（公共土木負担法）
 - 2) 公共土木施設災害関連事業
 - 3) 公立学校施設災害復旧事業（公立学校負担法）
 - 4) 公営住宅災害復旧事業（公営住宅法）
 - 5) 生活保護施設災害復旧事業（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号））
 - 6) 児童福祉施設災害復旧事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号））
 - 7) 老人福祉施設災害復旧事業（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）：養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）
 - 8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号））

- 9) 知的障害者援護施設災害復旧事業（知的障害者福祉法（昭和33年法律第37号））
- 10) 婦人保護施設災害復旧事業（売春防止法（昭和31年法律第118号））
- 11) 感染症指定医療機関災害復旧事業（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
- 12) 感染症予防事業
- 13) 堆積土砂排除事業
- 14) 湛水排除事業
- （2）農林水産業に関する特別の助成
 - 1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - 2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - 3) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助・・・等
- （3）中小企業に関する特別の助成
 - 1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例措置
 - 2) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間の特例
 - 3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - 4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- （4）その他の財政援助及び助成
 - 1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第3条第1項の公民館、図書館、体育館等）
 - 2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助・・・等

第3 災害復旧事業の実施

地震・風水害により被害を受けた公共施設の復旧を迅速に行うため市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

◎公共土木施設災害復旧（河川、道路、橋梁、下水道、公園等）取扱い手続き



第2節 激甚災害の指定

地震・風水害による被害規模が甚大な場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害あるいは局地激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第1 災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害発生後迅速かつ正確に公共施設等の被害状況を把握するための体制を整える。

なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の各関係部局に必要な調査を行わせる。

各関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、知事に報告する。

【激甚災害基準】

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第3条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）都道府県負担事業の事業費査定見込額 ＞ 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 （2）一の都道府県内の市町村負担当該都道府県内全市町村の当該事業の事業費査定見込額 ＞ 該年度の標準税収入総額×100分の5
法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞ 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 （2）一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞ 10億円
法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	（1）激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は （2）農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 （3）漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は （4）漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 ただし、（3）（4）とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 （A基準） $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 100 \text{ 分の } 0.5$ （B基準） $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 100 \text{ 分の } 0.15$ かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業数 $>$ $\text{当該都道府県内の農業を主業とする者の数} \times 100 \text{ 分の } 3$
法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） $\text{林業被害見込額（樹木に係る）} > \text{当該年度の全国生産林業所得（木材ものに限る。以下同じ。）生産部門推定額} \times 100 \text{ 分の } 5$ （B基準） $\text{林業被害見込額} > \text{当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額} \times 100 \text{ 分の } 1.5$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の林業被害見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 $\times 100 \text{ 分の } 60$ （2）一の都道府県内の林業被害見込額 $>$ 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 $\times 100 \text{ 分の } 1$
法第12条、13条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） $\text{中小企業関係被害額} > \text{当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得} \times \text{中小企業付加価値率} \times \text{中小企業販売率。以下同じ。）} \times 100 \text{ 分の } 0.2$ （B基準） $\text{中小企業関係被害額} > \text{当該年度の全国中小企業所得推定額} \times 100 \text{ 分の } 0.06$ かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 $>$ $\text{当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額} \times 100 \text{ 分の } 2$ （2）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 $> 1,400 \text{ 億円}$ ただし、火災の場合または激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

第2 激甚災害指定の決定

知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。

なお、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

第3節 復興計画の作成

地震・風水害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復（生活復興）には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1 事前復興対策の実施

地震・風水害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。

1 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等、復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

2 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要な測量図面、建築物現況、不動産登記（土地の権利関係）、戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図る。

第2 地震・風水害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、地震・風水害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする地震・風水害復興対策本部を設置する。

第3 地震・風水害復興方針・計画の策定

1 地震・風水害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、地震・風水害復興方針を策定する。その際、男女共同参画の観点と要配慮者（障害者、高齢者）の参画を促進する。また、地震・風水害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 地震・風水害復興計画の策定

市は、地震・風水害復興方針に基づき、具体的な地震・風水害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。その際、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮し、きめ細かな支援を実施する。

第4 地震・風水害復興事業の実施

地震・風水害復興は、市と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調製等が重要であるため、県及び国との密接な連携のもとに事業を推進する。

1 被災市街地復興推進地域の指定

市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定により、都市計画区域内に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

3 地震・風水害復興事業の実施

市は、地震・風水害復興に関する専管部所を中心に、地震・風水害復興計画に基づき、県及び国と連携して地震・風水害復興事業を推進する。

第5章 一般災害対策計画

第1節 危険物等災害対策計画

第1 計画の目的

1 古河市の危険物等災害想定

この計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物（サリン等の発散物を含む。）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発により多数の死傷者、要救出者が発生、または地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な危険物等災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第2 災害予防及び応急対策

1 危険物等関係施設の安全性の確保

（1）事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本章において事業者という。））

法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明して、再発防止に資する。

（2）県・古河市

危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保をする。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明をして、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上を図る。

また、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

（3）警察・消防機関

必要に応じ立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2 被害軽減への備え

（1）防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発を進める。

学校においても、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育を充実させるとともに、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(2) 防災訓練の実施

「地震・風水害等対策編第2章第4節第2 防災訓練」に準じて、平常時より防災訓練を行うことにより、発災時に備える。

(3) 人材の育成及び確保

「地震・風水害等対策編第2章第3節第5 応急復旧、復旧・復興のための人材の育成・確保」に準じて、平常時より人材の育成・確保を行うことにより、発災時に備える。

3 連絡体制

(1) 事故発生の通報

- 1) 事故発生の発見者は、直ちに警察官又は茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部へ通報する。
- 2) 通報を受けた警察官又は茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部は、直ちに市に通報する。
- 3) 通報を受けた市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。
- 4) 連絡を受けた県は、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡する。

4 災害応急対策の実施

(1) 情報の収集

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、携帯電話、衛星携帯電話の通信設備等の整備を推進し、必要に応じてヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラの活用も考慮するとともに、市職員との情報の共有を図る。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。

(2) 職員の参集・動員

職員配備の体制基準は、危険物等災害の状況等により以下の体制をとり、所要の活動人員を確保する。

【職員配備体制基準】

体 制	基 準	配 備 人 員	本部
警戒体制 (事前準備)	危険物等事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	情報収集、連絡活動を円滑に行い、また本部開設準備を行うほか、直ちに非常体制に移行できる体制	災害対策本部 設置前
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	危険物等事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部 設置

なお、初動対応については、「地震・風水害等対策編第3章第1節 初動対応」に準じる。

(3) 応援・派遣

自衛隊派遣要請、県及び他市町村への応援要請については「地震・風水害等対策編第3章第3節 応援・派遣」に準じるとともに、「地震・風水害等対策編第2章第1節第2 相互応援体制の整備及び防災協力事業所登録の促進」に準じて密な連携を図る。

(4) 石油類等危険物施設の事故応急対策

1) 事業所における応急処置の実施

石油類等危険物等事故により被害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2) 被害の把握と応急処置

市、消防機関は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合は、応援を要請する。

また、石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合、市、消防機関は河川管理者等の協力要請により、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要に応じて、流出油の防除を実施する。

そして、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させる。

(5) 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

1) 事業所における応急処置の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業者は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

2) 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

一般高圧ガス、火薬類による事故災害が発生した場合、市、消防機関は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整える。

3) 毒性ガス応急対策

市、消防機関は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

また、避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整える。

（6）毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1) 事業所における応急処置の実施

被害が発生した場合、毒劇物取扱施設の管理者は、各毒劇物取扱施設の災害マニュアルなどに基づき、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急処置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて市に連絡する。

2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合は、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

市、消防機関は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報する。

有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

（7）救助・救急活動

市は、被害状況を早急に把握するとともに、「地震・風水害等対策編第2章第3節第2 消火活動、救助、救急活動への備え」に準じて県、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、「地震・風水害等対策編第3章第4節第3 消火活動、救助・救急活動、水防活動」に準じて傷病者等の救出・救助にあたる。また、必要に応じ、他の関係機関に応援を要請する。

（8）資機材の調達

市は、平常時から企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進め、「地震・風水害等対策編第2章第3節第1 緊急輸送への備え」に準じて緊急輸送体制を確保するとともに、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のた

地震・風水害等対策編
第5章 一般災害対策計画
第1節 危険物等災害対策計画

めの燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(9) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「地震・風水害等対策編第2章第3節第3 医療救護活動への備え」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、「地震・風水害等対策編第3章第5節第4 応急医療」に準じて、一刻も早い医療救護活動を行う。

(10) 消火活動

市は、消防機関等が行う迅速かつ的確な消火活動に協力する。

(11) 情報伝達活動

市は、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

また、携帯端末の緊急メール速報、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、多重・多様な伝達手段の利用を図る。

5 避難誘導対策

危険物等災害においては、平常時より「地震・風水害等対策編第2章第2節第1 防災まちづくりの推進」に準じて避難場所の設備を整備しておくとともに、人命最優先を第一とし、相に賢密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図る。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等による。また、「地震・風水害等対策編第3章第4節第1 避難勧告・指示・誘導」に準じて、要配慮者、幼児、園児、児童生徒等の安全を確保する。

6 避難場所運営

危険物等災害においては、平常時より「地震・風水害等対策編第2章第2節第1 防災まちづくり」に準じて避難場所の設備を整備しておくとともに、「被災者生活支援編第2章第1節第2 避難所の開設・運営、避難生活の確保、健康管理」に準じて、避難場所の運営管理を行う。

また、避難場所においては、「被災者生活支援編第2章第1節第6 災害時における要配慮者の安全確保対策」に準じて、要配慮者、幼児、園児、児童生徒等に配慮した運営管理を行う。

7 事故処理等

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第2節 大規模な火事災害対策

第1 計画の目的

1 古河市の大規模な火事災害想定

この計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第2 災害予防及び応急対策

1 火災に対する建築物の安全化

(1) 県・消防機関・消防用設備点検取扱団体

多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行う。

(2) 消防機関・事業者

防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

(3) 県・古河市・消防機関・事業者

高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図る。

2 被害軽減への備え

(1) 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発を図る。

学校においても、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育を充実させるとともに、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

地震・風水害等対策編
第5章 一般災害対策計画
第2節 大規模な火事災害対策

(2) 防災訓練の実施

「地震・風水害等対策編第2章第4節第2 防災訓練」に準じて、平常時より防災訓練を行うことにより、発災時に備える。

(3) 人材の育成及び確保

「地震・風水害等対策編第2章第3節第5 応急復旧、復旧・復興のための人材の育成・確保」に準じて、平常時より人材の育成・確保を行うことにより、発災時に備える。

3 連絡体制

(1) 大規模な火事発生のお知らせ

- 1) 火事発生のお見者は、直ちに茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部へ通報する。
- 2) 通報を受けた茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部は、直ちに市に通報する。
- 3) 通報を受けた市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。
- 4) 連絡を受けた県は、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡する。

4 災害応急対策の実施

(1) 情報の収集

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を進める。

(2) 職員の参集・動員

職員配備の体制基準は、大規模な火事災害の状況等により以下の体制をとり、所要の活動人員を確保する。

【職員配備体制基準】

体 制	基 準	配 備 人 員	本 部
警戒体制 (事前準備)	火災により、多数の死傷者が発生する恐れがある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	情報収集、連絡活動を円滑に行い、また本部開設準備を行うほか、直ちに非常体制に移行できる体制	災害対策本部 設置前
非常体制	火災により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	大規模な火事災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部 設置

なお、初動対応については、「地震・風水害等対策編第3章第1節 初動対応」に準じる。

(3) 応援・派遣

自衛隊派遣要請、県及び他市町村への応援要請については「地震・風水害等対策編第3章第3節 応援・派遣」に準じるとともに、「地震・風水害等対策編第2章第1節第2 相互応援体制の整備及び防災協力事業所登録の促進」に準じて密な連携を図る。

(4) 救助・救急活動

市は、被害状況を早急に把握するとともに、「地震・風水害等対策編第2章第3節第2 消火活動、救助、救急活動への備え」に準じて県、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、「地震・風水害等対策編第3章第4節第3 消火活動、救助・救急活動、水防活動」に準じて傷病者等の救出・救助活動を行うほか、必要に応じ、他の関係機関に応援、ヘリコプターの出動を要請する。

(5) 資機材の調達

市は、平常時から企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進め、「地震・風水害等対策編第2章第3節第1 緊急輸送への備え」に準じて緊急輸送体制を確保するとともに、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(6) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「地震・風水害等対策編第2章第3節第3 医療救護活動への備え」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに「地震・風水害等対策編第3章第5節第4 応急医療」に準じて、一刻も早い医療救護活動を行う。

(7) 消火活動

市は、消防機関等が行う迅速かつ的確な消火活動に協力する。

(8) 情報伝達活動

市は、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつき

地震・風水害等対策編
第5章 一般災害対策計画
第2節 大規模な火事災害対策

め細やかな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

また、携帯端末の緊急メール速報、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、多重・多様な伝達手段の利用を図る。

(9) 避難収容活動

市は、発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供を行いながら、地域住民等の避難誘導を行う。

また、必要に応じ避難場所を開設するものとし、この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、自主防災組織、住民等の協力を得て、「被災者生活支援編第2章第1節第2 避難所の開設・運営、避難生活の確保、健康管理」に準じて、適切な運営管理を行う。避難場所の設備は、平常時より「地震・風水害等対策編第2章第2節第1 防災まちづくりの推進」に準じて整備しておく。

このとき、「被災者生活支援編第2章第1節第6 災害時における要配慮者の安全確保対策」に準じて、要配慮者、幼児、園児、児童生徒等を支援する。

5 災害復興・復旧

市は、災害による住宅等の被害の認定をおこない、速やかに、災害復興方針及び災害復興計画を策定する。また被災者生活再建支援法に定める基準を満たした場合には、同法を適用し、支援金を支給し、被災者の生活再建を支援する。

詳細は、「地震・風水害等対策編第3章第5節第1 被害状況の把握及び認定」、「地震・風水害等対策編第4章第3節第3 地震風水害復興方針・計画の策定」、「被災者生活支援編第3章第1節第6 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用」に準じる。

第3節 道路災害対策計画

第1 計画の目的

1 古河市の道路災害想定

この計画は、市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物の被災、大規模な自動車事故等により多数の死傷者、要救出者が発生、または地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な道路災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

(1) 本市の道路網

市内の道路は、南北に国道4号線及び新4号国道、東西に国道125号線、国道354号線が通っていて、これらの幹線道路に県道など主要地方道が連結し、骨格的な道路網を形成している。

第2 災害予防及び応急対策

1 道路交通安全運行の確保

(1) 水戸地方気象台

道路交通安全にかかる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表する。

(2) 道路管理者

市等道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

また、市等道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 被害軽減への備え

(1) 防災訓練の実施

「地震・風水害等対策編第2章第4節第2 防災訓練」に準じて、平常時より防災訓練を行うことにより、発災時に備える。

(2) 人材の育成及び確保

「地震・風水害等対策編第2章第3節第5 応急復旧、復旧・復興のための人材の育成・確保」に準じて、平常時より人材の育成・確保を行うことにより、発災時に備える。

3 連絡体制

(1) 事故発生の通報

1) 事故発生の発見者は、直ちに警察官又は茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部へ通報する。

2) 通報を受けた警察官又は茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部は、直ちに

市に通報する。

- 3) 通報を受けた市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。
- 4) 連絡を受けた県は、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡する。

4 災害応急対策の実施

(1) 情報の収集

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、携帯電話、衛星携帯電話の通信設備等の整備を推進し、必要に応じてヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラの活用も考慮するとともに、市職員との情報の共有を図る。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を進める。

(2) 職員の参集・動員

職員配備の体制基準は、道路災害の状況等により以下の体制をとり、所要の活動人員を確保する。

【職員配備体制基準】

体 制	基 準	配 備 人 員	本 部
警戒体制 (事前準備)	道路災害により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	情報収集、連絡活動を円滑に行い、また本部開設準備を行うほか、直ちに非常体制に移行できる体制	災害対策本部 前
非常体制	道路災害により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部 置

なお、初動対応については、「地震・風水害等対策編第3章第1節 初動対応」に準じる。

(3) 応援・派遣

自衛隊派遣要請、県及び他市町村への応援要請については「地震・風水害等対策編第3章第3節 応援・派遣」に準じるとともに、「地震・風水害等対策編第2章第1節第2 相互応援体制の整備及び防災協力事業所登録の推進」に準じて密な連携を図る。

(4) 救助・救急活動

市は、被害状況を早急に把握するとともに、「地震・風水害等対策編第2章第3節第2 消火活動、救助、救急活動への備え」に準じて県、消防機関、自衛隊等

の関係機関と連携し、「地震・風水害等対策編第3章第4節第3 消火活動、救助・救急活動、水防活動」に準じて傷病者等の救出・救助活動を行うほか、必要に応じ、他の関係機関に応援、ヘリコプターの出動を要請する。

(5) 資機材の調達

市は、平常時から企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進め、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(6) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「地震・風水害等対策編第2章第3節第3 医療救護活動への備え」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、「地震・風水害等対策編第3章第5節第4 応急医療」に準じて、一刻も早い医療救護活動を行う。

(7) 消火活動

市は、消防機関等が行う迅速かつ的確な消火活動に協力する。

(8) 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

5 事故処理及び応急復旧

市等道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保を行うとともに、事故現場及び被害地域における道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

6 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、危険物等災害対策計画に準じて行う。

第4節 鉄道災害対策計画

第1 計画の目的

1 古河市の鉄道災害想定

この計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者、要救出者が発生、または地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

(1) 市内の鉄道状況

鉄道事業者名	路線名	区間	営業キロ	古河駅乗客数
東日本旅客鉄道（株）	宇都宮線	古河～野木	4.7	33,602人
		古河～栗橋	7.5	

第2 災害予防及び応急対策

1 鉄道交通安全運行の確保

(1) 水戸地方気象台

鉄軌道交通安全にかかる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表する。

(2) 鉄道事業者・古河市

踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう講ずる。

このため、ポスターの掲示、チラシ等の配布等を行う。

(3) 鉄道事業者

豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど、予防対策の確立を行う。

2 被害軽減への備え

(1) 防災訓練の実施

「地震・風水害等対策編第2章第4節第2 防災訓練」に準じて、平常時より防災訓練を行うことにより、発災時に備える。

(2) 人材の育成及び確保

「地震・風水害等対策編第2章第3節第5 応急復旧、復旧・復興のための人材の育成・確保」に準じて、平常時より人材の育成・確保を行うことにより、発災時に備える。

3 連絡体制

(1) 事故発生の通報

- 1) 事故発生の発見者は、直ちに警察官又は茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部へ通報する。
- 2) 通報を受けた警察官又は茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部は、直ちに市に通報する。
- 3) 通報を受けた市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。
- 4) 連絡を受けた県は、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡する。

4 災害応急対策の実施

(1) 情報の収集

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく、携帯電話、衛星携帯電話の通信設備等の整備を推進し、必要に応じてヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラの活用も考慮するとともに、市職員との情報の共有を図る。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を進める。

(2) 職員の参集・動員

職員配備の体制基準は、鉄道災害の状況等により以下の体制をとり、所要の活動人員を確保する。

【職員配備体制基準】

体 制	基 準	配 備 人 員	本 部
警戒体制 (事前準備)	鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	情報収集、連絡活動を円滑に行い、また本部開設準備を行うほか、直ちに非常体制に移行できる体制	災害対策本部 設 置 前
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	鉄道事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部 設 置

なお、初動対応については、「地震・風水害等対策編第3章第1節 初動対応」に準じる。

(3) 応援・派遣

自衛隊派遣要請、県及び他市町村への応援要請については「地震・風水害等対策編第3章第3節 応援・派遣」に準じるとともに、「地震・風水害等対策編第2章第1節第2 相互応援体制の整備及び防災協力事業所登録の促進」に準じて密な連携

を図る。

(4) 救助・救急活動

市は、被害状況を早急に把握するとともに、「地震・風水害等対策編第2章第3節第2 消火活動、救助、救急活動への備え」に準じて県、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、「地震・風水害等対策編第3章第4節第3 消火活動、救助・救急活動、水防活動」に準じて傷病者等の救出・救助活動を行うほか、必要に応じ、他の関係機関に応援、ヘリコプターの出動を要請する。

(5) 資機材の調達

市は、平常時から企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進め、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(6) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「地震・風水害等対策編第2章第3節第3 医療救護活動への備え」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、「地震・風水害等対策編第3章第5節第4 応急医療」に準じて、一刻も早い医療救護活動を行う。

(7) 消火活動

市は、消防機関等が行う迅速かつ的確な消火活動に協力する。

(8) 情報伝達活動

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

5 事故処理及び応急復旧

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第5節 航空災害対策計画

第1 計画の目的

1 古河市の航空災害想定

この計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

第2 災害予防及び応急対策

1 航空交通安全運行の確保

(1) 空港事務所

航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。

(2) 水戸地方気象台

航空機の安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表する。

(3) 航空運送事業者

航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し必要な措置を講ずる。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

2 被害軽減への備え

(1) 防災訓練の実施

「地震・風水害等対策編第2章第4節第2 防災訓練」に準じて、平常時より防災訓練を行うことにより、発災時に備える。

(2) 人材の育成及び確保

「地震・風水害等対策編第2章第3節第5 応急復旧、復旧・復興のための人材の育成・確保」に準じて、平常時より人材の育成・確保を行うことにより、発災時に備える。

3 連絡体制

(1) 通報

1) 発見者

市内にて、航空災害の発生等の恐れのある異常な事態を発見した者は、その旨を直ちに警察官又は茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部へ通報する。

2) 古河市

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生又は発生のおそれのある連絡を受けた場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

4 災害応急対策の実施

地震・風水害等対策編
第5章 一般災害対策計画
第5節 航空災害対策計画

(1) 情報の収集

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進し、必要に応じてヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラの活用も考慮するとともに、市職員との情報の共有を図る。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を進める。

(2) 職員の参集・動員

職員配備の体制基準は、鉄道災害の状況等により以下の体制をとり、所要の活動人員を確保する。

【職員配備体制基準】

体 制	基 準	配 備 人 員	本部
警戒体制 (事前準備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	情報収集、連絡活動を円滑に行い、また本部開設準備を行うほか、直ちに非常体制に移行できる体制	災害対策本部 設置前
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部 設置

なお、初動対応については、「地震・風水害等対策編第3章第1節 初動対応」に準じる。

(3) 応援・派遣

自衛隊派遣要請、県及び他市町村への応援要請については「地震・風水害等対策編第3章第3節 応援・派遣」に準じるとともに「地震・風水害等対策編第2章第1節第2 相互応援体制の整備及び防災協力事業所登録の促進」に準じて密な連携を図る。

(4) 救助・救急活動

市は、被害状況を早急に把握するとともに、「地震・風水害等対策編第2章第3節第2 消火活動、救助、救急活動への備え」に準じて県、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、「地震・風水害等対策編第3章第5節第3 消火活動、救助・救急活動、水防活動」に準じて傷病者等の救出・救助活動を行うほか、必要に応じ、他の関係機関に応援、ヘリコプターの出動を要請する。

(5) 資機材の調達

市は、平常時から企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進め、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(6) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「地震・風水害等対策編第2章第3節第3 医療救護活動への備え」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、「地震・風水害等対策編第3章第5節第4 応急医療」に準じて、一刻も早い医療救護活動を行う。

(7) 消火活動

市は、消防機関等が行う迅速かつ的確な消火活動に協力する。

(8) 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

5 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。